

令和4年蘭越町議会第1回定例会会議録

○開会及び延会

令和4年 3月10日

開 会 午前10時00分

延 会 午後 4時33分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（10名）	1番	淀谷 融	2番	金安 英照
	3番	田村 陽子	5番	永井 浩
	6番	向山 博	7番	難波 修二
	8番	赤石 勝子	9番	柳谷 要
	10番	熊谷 雅幸	11番	富樫 順悦

欠席（なし）

○会議録署名議員

5番 永井 浩 6番 向山 博

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	山内 勲
教育長	小林 俊也	総務課長	渡辺 貢
税務課長	名越 義博	住民福祉課長	北山 誠一
健康推進課長	梅本 聖孝	農林水産課長	西河 修久
建設課長	北川 淳一	商工労働観光課長	水上 昭広
会計管理者	小木 利夫	農林水産課参事	木村 恭史
教育次長	田縁 幸哉	蘭越診療所事務長	山下 志伸
代表監査委員	坪田 和昭		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 福原 明美 書記 和田 慎一

○議事日程

日程第1	一般質問（一次通告）	難波	修二
		金安	英照
		熊谷	雅幸
		向山	博
		柳谷	要
		田村	陽子
		（二次通告）	淀谷
	赤石	勝子	

○議長（富樫順悦） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布しておりますので、御了承願います。

なお、本日の会議中、総務課広報広聴係の写真撮影及び報道機関の取材について許可をしておりますので、御了承願います。

○議長（富樫順悦） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

7番難波議員、質問席へ着席願います。

7番難波議員。

○7番（難波修二） はい。7番難波です。

2点質問させていただきます。

1点目です。ごみ処理手数料の改定について。

不燃ごみ等処理の民間委託方式移行に伴い業務委託料が増大したため、ごみ処理手数料の改定を計画し、町政懇談会での説明や新年度予算案への計上がなされておりますが、次の点について質問いたします。

1、現在、業者に支払っている業務手数料の委託費、町民の皆さんが導入されている処理手数料の額はどの程度になっているのでしょうか。

②支払う委託料と納入される手数料が年々かい離しているようですが、令和2年度の前線で町民負担率はどう変化しているのでしょうか。

③手数料の改定案は、回収袋で15%程度、粗大ごみで20%程度を想定していますが、どのように積算されたのでしょうか。また、この改定案による増収額はどの程度になりますか。

④町政懇談会において、町民の皆さんからどのような意見があったのでしょうか。

以上、4点御質問いたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員からのごみ処理手数料の改定について、4点の御質問にお答えをしたいと思います。

1点目のごみ処理に係る委託料の額と町民の皆さんが納入されている処理手数料

料等の額についてですが、令和2年度の実績で申し上げますと、まずは委託料においては、可燃ごみ・不燃ごみ・生ごみ・粗大ごみ等の処理委託料をはじめ、じん芥収集運搬、資源ごみ収集運搬業務、回収資源ごみ分別、容器包装類再資源物保管委託など、全て含めると9,240万6,000円となっております。

対する町民の皆さんが納入されている処理手数料は、指定ごみ袋代やごみ処理券の販売、粗大ごみ直接搬入の料金などで1,604万7,000円となっており、分別収集を開始した平成15年度と比較し、支出で約45%の増、収入で12%の減となっております。

次に、2点目の町民負担率の変化ですが、平成15年から令和元年度までは、収入から支出で割り返した負担割合が25%前後を維持しておりましたが、不燃ごみ・生ごみなど、全ての処理を民間業者へ委託したことにより委託料が増大し、令和2年度の負担割合は17%まで低下をしております。

3点目の手数料改定に当たっての積算根拠と増収額についてでございますが、羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会で委託契約をしている可燃ごみ処理委託料が、令和2年4月から1キログラム当たり38円から44円の増額改定があり、約15%の値上げ率だったことから、令和2年度の委託料の増額も考慮させていただき、値上げ率を15%とさせていただきました。粗大ごみの処理券についても、率は15%として算定させていただきましたが、端数処理をさせていただき、10円未満を切り上げさせていただいた結果、約20%の引き上げとなりました。

引き上げ率及び改定後の料金につきましては、昨年10月18日開催の総務文教常任委員会で担当から説明をさせていただいておりますので、御理解を願いたいと思います。

この改定案による増収額は、令和2年度ベースで比較すると、実績1,604万7,000円に対し、約23%、約370万円増の1,982万5,000円を見込んでおります。

次に、4点目の町政懇談会における町民からの意見であります。ごみ処理手数料の改定については、具体的な料金は示していませんでしたが、令和2年度の町政懇談会でお知らせしておりました。その際、令和3年度は据え置くこととし、令和4年度に改定を行いたいとお知らせをしていたところでございます。

令和3年度の町政懇談会での意見については、開催した地域からは、料金改定予定となっているが、決まった際には広報紙等で住民周知を徹底してもらいたいとの御意見がございましたので、適切な広報活動を内部で検討しながら、町民の皆さんにお知らせしたいと考えております。

また、今年度の町政懇談会も新型コロナウイルス感染症拡大防止から書面開催

の申し出が多かったことから、要望や意見等は書面での提出を求めておりましたが、ごみ処理手数料改定に対しての質問等はありませんでした。

ごみ処理においては、収集運搬から燃料化や埋め立て、再利用、再生利用までの一連作業に膨大な費用が必要となります。

これまでも、ごみ処理手数料等により、町民の皆さんに御負担いただき、適正な処理に努めてまいりましたが、先ほど御説明いたしましたとおり、町の支出が年々増加していることから、ごみを排出している町民の皆さんにさらなる御負担をいただきたく、御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

なお、今後におきましても、ごみを排出している町民の皆さんには、ごみの排出抑制、再使用、再生利用に努めていただくよう、周知してまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○7番（難波修二） 係数的なことについては理解をいたしました。私は手数料の改定自体に反対するものではないのですが、少し、一連のこれまでの進め方等について、少し疑問がありますので、2点、再質問をしたいと思います。

1点目は、今回の改定の検討に当たって、処理業者の値上げの意向などを十分加味した改定になっているかどうかということであります。短期間の度重なる値上げは好ましくないというふうに考えます。処理業者には、今後、当面の間、委託料を値上げをしたいというような計画はなかったでしょうか。聞くところでは、産業廃棄物は4月に大幅値上げがされるらしいという、そういうことを聞いております。アスベストの処理とかなんかそういうようなことがあるらしいんですけども、現状の中で、一般廃棄物については当面、その値上げという、そういう要素はないんでしょうか。そういうものを加味した今回の15%改定と、そういうことになっているのかということをお聞きしたいと思います。

2点目です。新しい料金額を設定するに当たって、町民負担率の割合に、一定の基準を設けるということが必要ではないのかなというふうに、ちょっと考えております。昨年の中核事業調査の際の説明では、今、町長答弁あったように、令和2年以前は25%、27、8%、令和3年は17%まで落ちていると、こういうことでありましたけれども、その全体の処理費用に対する、どの程度、町民負担を求めるかということに対してもですね、一定の負担割合がこの程度というような基準があるのが、より理解を得やすいのではないかなと思うんですけども、例えば、ごみ処理経費の全体の4分の1とか、あるいは3分の1とかですね、3

0%とか、そういうことをあらかじめ内部で定めておくことによって、現状はこうだけれども、基準をこういうふうの下回っているので、この程度の改定を行いたいという、そういう明確な根拠を設定しておくことが必要ではないかなというふうに思うんですけども、そのようなことについて、どのようなお考えであるかという2点について、再度、質問したいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目、業者の委託料の関係が、今後上がる、そういうような要素とか、そういうものがないのかということですが、処理業者の値上げ、これについては、先ほども、若干、答弁をさせていただいた可燃ごみ処理業者、これは羊蹄山麓地域廃棄物の連絡協議会というのがありまして、ここと民間業者において、長期継続契約、3か年ですね、業務委託契約、これを締結した部分の中で進めているというところでございます。そのような中で、現在のところ、大幅な値上げ計画というのは示されていない状況ですが、また、今、人件費とか物価高騰とかですね、そういうようなことが出てくる場合もありますので、それは十分、この協議会の中で検討してですね、なるべく町民に負担をかけない、そういうような協議をしてまいりたいというふうに考えております。また、可燃ごみ以外の不燃ごみ、生ごみの処理、これはですね、毎年、年度予算を策定するに当たって、業者から見積もりをいただいております。その見積もりによって、大幅な上がるなりというものが、予算査定の時、予算の措置の時にですね、計画する時に分かりますので、そのへんのところは状況を見て、なるべく協議をしながら進めたいなというふうに考えております。上がる場合は、業者からもどうということということで、理由を聞きながらですね、行っておりますので、その点、これからますますいろんな物価上昇が考えられる昨今でございますので、ごみに関しても、十分協議をして行ってまいりたいと考えているところです。

また、2点目の新しい基準という、ある程度の基準をですね、設けてはという御質問だと思います。今回、実は、最初申し上げたとおりですね、17%程度まで、実は町民の負担というのになりました。これまでは大体25%程度ですっと推移をしていた経過がありますので、今、新しい基準はという部分の中で、直接こうしたいとまではですね、ちょっと申し上げられない部分もあるんですが、私としては、できればこれまでずっと保ってきた25%前後というか、そういうものも推移も見ながらですね、町民の皆さんに御協力をいただければというふ

うに考えております。これについては、ますますいろんな物価高騰なり、それによってまた町民の負担というものが、お願いしなければならないことが出てくると思いますが、今現在、私としての考えとしては、大体25%、これを目安としてやっていければなというふうに考えております。なお、これについては、やはり上昇だなんだっていう時にはですね、事前に常任委員含めて、その中で議会とも協議をさせた部分の中で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○7番（難波修二） おおむね理解をいたしました。

実は、プラスチック資源循環促進法というのが4月から施行されることになっております。そのことをちょっと質問したいなと思ったんですけども、これはまた次回の、別の機会にですね、このことをしたいなというふうに思っております。最後にですね、若干、この一連の改定作業のプロセスについて、少し意見を申し上げたいというふうに思います。町長は、先ほどの答弁で言われましたけれども、昨年10月18日の総務文教常任委員会の所管事務調査の際に、初めてこの手数料改定の意向というものを担当課から説明を受けました。11月の29日の第5回の臨時会で、総務文教常任委員会としての調査意見を報告をさせていただきました。その意見書では、適切な町民負担はどうあるべきか議論が必要であると、また町民への広報に配慮すべきだと、こういう意見を述べております。その直後の12月はじめから町政懇談会が始まりましたけれども、その町懇の資料を見せていただきました。その中では、令和4年4月から料金を改定させていただきます。こういう資料でありました。言い方ちょっと、失礼な言い方ですけども、4月から料金を改定させていただきますと、これでは決定事項のお知らせのような文章でないかなとちょっと感じました。条例の改正案も新年度予算もまだ審議前ですから、少し乱暴な表現ではないかなと、こういうふうに感じました。こうした制度の変更とか、あるいはその住民負担の伴うような重要な改正の際についてはですね、先ほど町長答弁で、令和2年度にも説明をして、令和3年度はというかたちで、段階を経ているということで少し理解はしたんですけども、やはり議会での議論、あるいは関係団体等の意見聴取に時間を割いて、その後に町政懇談会で説明するなどの丁寧なプロセスが必要ではないかなと、こういうふうにちょっと考えますので、改めて

町長の見解を伺いたいというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の再質問にお答えしたいと思います。

町のいろいろな事業の執行に当たっての議会との協議、それと住民等の説明、そういうものを丁寧にとというような御質問かなというふうには思っております。今回のごみ処理の町民負担については、先ほども申し上げたとおり、令和2年度の町政懇談会から皆さんのほうに周知をしながら、令和3年度、4年度に向けて改定をお願いしたいというようなかたちで進めてきたわけです。その文言の表現の仕方が少し乱暴ではないかなという御指摘もいただいたところでございますが、町としては2年間、そういう中でですね、町民の皆さんに理解をいただきながら、先ほど言った負担率が17%台に落ちたと、もう少し町民の皆さんの負担を協力してもらってですね、限られた財源の中なものですから、なんとかお願いしたいというかたちで今回進めさせていただきました。進めるに当たっていろいろなかたちがあると思います。議会にもう少し、事前に説明をしながら協議をしていく方法、さらには、町長として町のいろいろな執行させていただく部分の中で議論をして、そしてそれが執行する方法、いろいろあると思います。私としては、事前に議会と協議をしながらですね、そういうかたちで町民の皆さんの理解をいただければというのが理想だなというふうには考えておりますが、その時々を進める部分に当たってですね、どうしても財源、いろいろな部分含めて執行しなかったらいけないということもですね、御理解を願いたいというふうに考えております。いずれにしても、ごみ問題については、今回、改定について提案をさせていただく部分がございますので、それに当たって町民にですね、また十分丁寧な周知、そういうものも含めながら、また御意見等伺いながらですね、今後に向けて進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願えればと思います。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○7番（難波修二） 是非、現状と、こういう方向でやっていきたいというですね、そういう町の意向を是非、分かりやすいかたちで町民の皆さんに周知するということについては、これからも是非、進めていただきたいと、そ

ういうふうに感じます。1点目については、これで終わりたいと思います。

○議長（富樫順悦） 次の2項目に移ってください。

○7番（難波修二） いいですか。では2点目にいきたいと思います。

並行在来線の存続問題についてということです。

若干、その存続問題そのものについては、一定の町長の見解も示されておりますので、そのことについては触れることではないんですけども、2月3日に開催された対策協議会において、長万部・余市間のバス転換が決定されました。これまでの協議で明らかになった巨額の費用負担を考慮すれば、残念ながら鉄道の存続は断念せざるを得ないとの苦渋の決断であったことと推察いたします。

存続を願う方の一部には、1月下旬に新聞掲載された交通計画コンサルタント会社社長の提案に期待する声もあったようですが、内容を改めて見ますと、資産譲渡や大規模改修など初期投資額の負担はどうなるのか、駅新設や増便などの経費負担が明確ではない。一度バス転換した後に鉄道を復活させることは可能なのか、今後も現状の赤字相当額をJRに負担させられるのかなど、根幹部分で理解できない点が多すぎるように感じます。

この提案に対する町長の見解と、対策協議会では議論があったのかどうかについて、伺いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の並行在来線の存続問題についての御質問にお答えします。

はじめに、2030年度末に予定されている北海道新幹線の札幌延伸に伴い、JR北海道から経営分離される函館線の経営分離後の地域交通の確保方策の決定に向けて、全線バス転換を本町の方針とする苦渋の決断をさせていただき、表明したことに対しまして、議会の皆さんの御理解を賜り、改めて感謝とお礼を申し上げます。

さて、議員からの御質問のありました、交通計画コンサルタント会社社長の新聞に寄稿された提案でございますが、内容といたしましては、先ほど議員が御質問にあったとおりなんですけど、余市・小樽間、これは鉄道を存続をすると、そして駅及び運行本数を大幅に増加して利便性を高め、利用者を鉄道に誘導する一方、長万部・余市間は当面の間、バス運行として、新幹線の札幌延伸後に鉄道復活を

視野に入れると、そういうような内容でございます。

また、その運営資金については、長万部・小樽間の赤字を補填している経営安定基金の運用益及び国からの直接支援の充当を見込んでいるということで、沿線自治体や北海道が費用負担なしで新たな公共交通網を構築できるというメリットのみが強調されてございます。御指摘のありました、資産譲渡や大規模改修などの初期投資、駅の新設・増便などの経費負担、バス転換後の鉄道の復活の可否、今後の赤字相当額のJRの負担などといったものには全く触れてないために、鉄道の存続を願う方、さらには読者に誤解されかねない内容ではなかったかなというふうに私も憂慮しているところでございます。

議員からの、この提案に対する私の見解と、対策協議会で議論がなされたのかとの御質問についてですが、対策協議会におきましては、第3セクター方式で鉄道維持、全線バス転換、余市・小樽間のみ鉄道維持で残りの区間はバス転換の、この3案で検討が行われ、その中から方向性を決定するという事で協議が進められておりまして、会社社長の提案が新聞に掲載された時点で、既に方向性を表明した沿線自治体もございましたので、2月3日に開催された後志ブロック会議では、議論もされておられませんし、話題にもなっておりません。

また、この提案に対する私の見解ですが、2月3日のブロック会議終了後、この提案に関して取材を受けておりまして、バス転換後、新幹線開業まで鉄道を維持する費用が不透明というふうに述べさせていただきました。

この提案は、あくまで鉄道コンサルタントとしてのプランでございます。財源などJR北海道に確認されているか不明なことから、関係機関との協議を踏まえた上で、財源の担保、さらには収支予測を明確に示すべきであるというふうに考えております。

また、このプランは北海道には説明されていないということをお聞きをしているところでございます。

いずれにいたしましても、先般のブロック会議において、長万部・余市間は、バス転換で地域交通を確保することが確認されておりますので、令和4年度町政執行方針でも触れておりますように、今後は、鉄道の存廃が焦点となっている余市・小樽間の個別協議の動向を注視しつつ、長万部・余市間の具体的なバス運行については、北海道と沿線自治体、バス事業者と協議を進め、今以上に利便性の高い地域交通を構築してまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

〇7番（難波修二） 御答弁ありがとうございました。

町長の見解と同じ考え方なんですけれども、要するに、うまい話に踊らされるのではなくて、私たちに具体的な対応、何ができるかという、まちづくり全体の中でどういうことが可能なのかということですね、検討することこそが何より大事だと、そういうふうに私は思っております。先ほど、ごみ処理手数料の改定について質問いたしましたけれども、その改定案でも、15%改定をしても増収となるのは僅かと言っては、大変恐縮ですけれども、300万円の話なんですよね。それでも町民の負担感というのはとても大きいものがあると、それが町の行財政運営の実態だという、そういうことではないかなというふうに思っております。翻って在来線を存続させるというためには、初期投資が8億5,000万かかると、さらに毎年1億から2億の負担を強い続けなければならないという、そういうことであります。果たしてそれは可能なのか、もしやるとすれば、財政調整基金、13、4億あると思うんですけれども、それを僅か数年で使い果たすことになりまして、その後は公共料金の見直し、町民負担の増大ということはもう避けられないことだと、そういうふうに思います。残念ながら、そういう中では厳しい現実を直視すべきだなと、こういうふうに私は考えております。その中で、町長は町民の皆さんの様々な意見に耳を傾けて、在来線の存続問題に真剣に取り組んでこられました。2月1日付けの町長の町民向けのお知らせ文書は、これまでの経過を包み隠さず伝えて、御自身の苦しい胸の内を吐露されたものと敬服いたしております。そこで、最後にですけれども、今後の協議会での議論についてお尋ねしたいというふうに思います。ただいま、若干、御答弁されておりましたけれども、今後の焦点となるのは、余市・小樽間の協議がどうなるのかということが1つあると思います。それにかかって、いわゆる考えておられる負担増があるわけですけれども、その負担が果たして余市からこちら側の沿線自治体にどう影響するのかという点、これについて非常に重大な検討事項になるのではないかなというふうに思いますので、それについてどうなのかということと、そして長万部・余市間のバス転換について、具体的な検討が加速されると思いますけれども、それに向けてどのように取り組んでいかれる予定なのか、現時点で町長のお考えがあればお聞かせいただきたいと、改めてお聞かせいただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の御質問にお答えをしたいと思います。

2点、再質問があったと思います。沿線自治体の負担割合、それとバス運行の方向性についてということだと思います。最初に議員から御質問もいただき、御意見もいただいた今回の並行在来線問題について、町民の皆さんにもいろいろな意見を聞きながらですね、最終的に蘭越町としてバス転換にいかざるを得なかったという部分を、非常に議会をはじめですね、御理解をいただいた中で決断をさせていただいたことに対して感謝とお礼を申し上げる次第でございます。これまでの経過、そしてブロック会議においても、早くから、実はこの問題について、町民に対して資料提供できる、そういうものを早く作っていただきたいというのが沿線自治体からの首長方の声でございました。その中でコンサルタントを入れて、今回、3つの方法というものを提案させていただいた。その中では御存じのとおり、余市がですね、どうしても鉄路という部分で1日の乗降人数2,000人以上という部分からいくと、鉄路維持が可能なんじゃないかというようなことからこの3つのパターンを提案させて、各沿線自治体で協議をしていただきたいということで、蘭越町については全線バス転換というふうなかたちの結論を出しました。それで、難波議員の1点目の負担割合、これはどうなるかというのは、今現在のところ、実は余市・小樽間の動向の中ですね、ある程度方向性が出てこない、というふうな負担になるのかという部分も、現在のところはその負担割合までは話し合っていないと、協議されていないという状況です。それと併せてですね、今後のバスの運行状態、本数、そういうものによっても町村の負担というのが変わってくるというふうにご考えております。ですから、1点目については、まだその負担割合については、ブロック会議の中では示されていないというのですね、1点目。それと、今後のバスルートなんですが、協議会の中で基本的な考えとしては、現在JRが運行している本数、これを基本としながらバス事業者と協議をしていきたいというような話はなされております。特に、黒松内・倶知安間なんですが、通学、病院、そういうものにですね、JRを使われている、そういう方々が多いわけですので、ブロック会議の案、まだこれは決まったわけではないんですが、これからいろんな部分を協議されていきますが、各、黒松内・倶知安間については、まず各高校の通学に適した時間帯のバスの設定、さらには倶知安厚生病院への通院、生活利用に適したバスの設定、そこを重点的にしてJRの本数あるわけですが、利用の少ない時間帯はデマンドとか、バスを小さくしたりとか、そういうような部分で検討したらどうだというような案は、これから示されながらですね、協議をしていくというふうに伺っております。また、バス車両についても、長距離路線のバス、それと短距離、需用が多い路線バス、それ

についても分けて考えていこうということで、長距離路線のバス車両はハイデッカータイプというトイレ付きのバスを活用したらいいのではないかと、短距離、需用が多い路線バスは、ノンステップバスで検討をしていくというような、今、案が出されているところでございます。いずれにしても、これから本数含めて、各町村のですね、幹事会、担当者、それと北海道、さらにはバス事業者、そういう関係者が集まって案を、いろんな協議をしてですね、出されていくようなかたちとなっております。いつまでというのは、まだ明確にいつまでという部分はないんですが、今これからバス方向と長万部・余市間はバスというふうになりましたので、その方向をどうかたちでやっていくかというのはこれからの重要なところでございまして、本町としてもですね、なるべく今、JRを利用されている方、それがさらにバス転換によって利便性悪くなったとか、そういうことがないように、実は協議の中でも発言していきたいというふうに考えております。現在のところはそういうようなかたちで進んでいるということで御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○7番（難波修二） 丁寧にありがとうございました。

バスのこれからどういう議論になっていくかということについては、十分承知しておりますので、その中で、現時点で何かあればということで、それから、私がちょっと質問したのは、余市・小樽間については鉄道で残すと、それで26億、もうちょっとかかるんですね。結局、余市・小樽間、仮に、鉄道はそこは残しますよというふうになった場合のその財政負担が余市・長万部間の町村もその負担はどうなるんだという部分が、私はやっぱりそこは、それを鉄道を残して利用する区間で基本は賄うというのが原則ではないかなと、一定の共通経費部分程度はね、それは長万部・余市間が負担してもいいけれども、そういうところがちょっとやっぱり、あらかじめ私たち沿線自治体も一定の構えを持っておかないと、そういうことが余市・小樽間の議論にも、何と言うんですかね。大事な要素になるのではないかなと、それが余市・小樽間で、いや、やってくださいと言われるならば、果たしてうまくいくのかどうかということは、重要な議論になりますので、余市・小樽間はという1つの3パターンのその案でいくとすれば、それに伴う長万部・余市間の負担というものについては、一定のやっぱり町村としての構えを持っていただほうがいいのではないかなというふうに私は思うので、その

点についてもう一度お聞かせください。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の再質問にお答えします。

実は、この件についてはブロック会議の中でも意見が出されております。各沿線自治体、余市、黒松内から余市までの余市町長を除いた首長の中には、余市・小樽間のJRの負担については、当然、やるところでやってくださいというような意見がけっこう、ブロック会議の中では出ておりますし、そのことについては、余市町、小樽の市長も一緒に参加しておりますので、その町村からの要請、そのことは聞いているというようなことです。ただ、まだその部分を最終的にどうするかというのは、まだ決まっていませんが、その今、全線バスというのがやはり多いですね。長万部から小樽まで全線バスという2案目の、やっぱりそれが多いです。その中で、どうしても余市・小樽間がという、鉄道というふうになった場合に、それはうちのほうの、その外れているほうが負担をするという考えはないという、そういう町村も、その協議会の中では話が出されておりますので、このへんのところは十分、今後、最終的にはブロック会議でどう方向性が出すかというものをですね、余市・小樽間の考え方、それを示された中でブロック会議としてどうするのか、北海道も交えて決定していくというふうに考えておりますので、それをもう少し、今、小樽、余市の考え方を次回の協議会になるのか、その次になるのか、その状況をみて判断されていくというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。それと併せて、町民の皆さんにそういう内容については、広報等も含めながらですね、随時、報告できるところは報告してまいりたいというふうに考えております。御理解ください。

○議長（富樫順悦） これをもって、難波議員の質問を終わります。

ここで10分間、休憩をいたします。

再開は、10時50分といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 次に、2番金安議員、質問席へ着席願います。

2番金安議員。

○2番（金安英照） 2番の金安と申します。

私からは暮らしの中の安心安全について、お伺いをいたします。

昨年10月末に東京で起きました電車内無差別刺傷事件、12月には大阪でおきましたビル火災・クリニック放火事件など、今なお記憶に残る凄惨な事件が続いております。このような事件が連日報道され、町内でも心痛、不安な思いを抱えている方が多くいらっしゃいます。

お話を伺いますと、実際に有事の際には、自分は一体どこに相談すればいいのか分からなくなるとのことでありました。

役場において、そのような方々に日頃から寄り添えるような一元的な相談窓口があれば支援や救済の端緒になろうかと感じておりますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の暮らしの中の安心安全についての御質問にお答えをさせていただきます。

はじめに、町民の皆さんが日常生活を営む上で、町が行っている施策や事務・事業などに関して生じた問題、悩み事につきましては、各担当で相談対応を行っております。

問い合わせ先が分からない相談については、蘭越町行政組織等に関する規則に基づいて、総務課の事務分掌として、広報広聴係が相談窓口業務を行っております。

しかしながら、広報広聴係の業務であります相談に関することが、町民の皆さんに浸透していないことも、議員からの御質問を受けた要因ではないかと、推察しております。

そのようなことから、役場における一元的な苦情・相談・要望の窓口は、総務課広報広聴係であることを、今一度、周知をし、有事の際も含め、気軽に問い合わせができる相談窓口であることを今後PRしてまいりたいというふうに考えております。

また、事件や事故は警察、火災や救急は消防のほか、国の行政機関に関する苦情・意見・要望は行政相談員、福祉に関する相談は民生委員・社会福祉協議会、法律に関する相談は無料法律相談などもございますので、それらの相談窓口につきましても、改めて周知を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を願

いたいと思います。

いずれにいたしましても、議員御指摘のとおり、心痛や不安な思いを抱えておられる町民の皆さんに、少しでも寄り添うことができる相談窓口として、PRを図ってまいりたいというふうに考えております。御理解をお願いしたいと思えます。以上です。

○議長（富樫順悦） 金安議員。

○2番（金安英照） この質問をですね、事務局に提出する前の作成の段階でですね、何名かの職員の方にこういう相談が来たらね、どこで引き受けてくれるのって尋ねたんですけども、先ほど、町長がおっしゃられた広報広聴係という明確なお答えはいただけなかったんですよ。答えがまちまちでしたので、私も蘭越町の例規集を読みますとですね、確かに蘭越町行政組織等に関する規則第6条、総務課各係の分掌事務、広報広聴係の7番目、(7)に苦情・相談・要望に関することと記載されております。町長のおっしゃるとおりです。その時のね、私の尋ね方も悪かったかもしれませんが、お答えくださった方もね、たまたまいろいろ考えて、考えて、気遣って答えていただいたのかもしれませんが、職員の方の見解が統一されずに、一体どこなのかが分からなければ、町の皆さんに至ってはもっと分からないんじゃないかなと思いますが、その点はどう思いますか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 議員の再質問にお答えをしたいと思います。

議員から御指摘あったとおりですね、職員に問い合わせをしたところ、明確な対応がなかったということに関しては、本当に町長として、職員のきちっとした周知、対応、そういうものができなかったことに対しては、私もお詫びを申し上げます。常日頃から月1回、定例の課局長会議の開催をしながらですね、それぞれのいろんな事業等も含めて、周知を図っているところですが、なかなか一番下の職員にまでですね、私が直接お話をしながらというのは組織の中ですので、やはり課長、そして主幹が指導をしながら、係長を含めてですね、職員みんなで対応していかなければならないというのを、改めて今、議員からの御質問をされて、強く感じたところでございます。この件については、やはり町民の皆さんに、きちっと相談窓口はこういう所がありますよということですね、PRを行うとともに、実は組織内、役場内においてもですね、いろん

な職員が、町民が来た時に、いろんな対応を丁寧に行うという努力をしている部分がありますが、ことそういう部分の専門的なこととか、そういうふうになると、きちっとどこだというようなことを言える体制とかですね、そういう指導をしていかないと逆に町民を不安にさせる、そして間違った答えをするようなことがあってはならないというふうに考えております。今、こういう質問をされてですね、そういう対応ができなかったことを再度、本当に申し訳なかったなというふうに思いますとともに、できるかぎり職員はみんな努力しながら仕事はしていきたくていいと思いますので、こういうことはみんなで頑張っ、きちっとやっていこうというのをですね、再度、私からも周知をしながら職員共々きちっと対応できるように努力してまいりたいというふうに考えております。御理解ください。

○議長（富樫順悦） 金安議員。

○2番（金安英照） どの課の方もですね、皆さん対応していただけるという気概はね、もう十分感じておりますし、皆さん本当に親切にね、対応していただいておりますので、そこの統一とだけお願いしたいなと思います。実はですね、昨年、12月に私が訪問いたしました一人暮らしの高齢者の女性なんですが、くだんの大阪事件が連日報道されているのを見るにつれてですね、御自身の中でも前から気がかりにしていた悩み事ですね、増長していきましてですね、役場に相談したいという旨をいただきました。この方はですね、以前より役場のどこに相談すればいいかと、電話をしてもですね、最初につながったところで、まずこうこうこうだという話をして、それでしたらとまた別の課につながれて、またそこから最初から話すというね、この何かその自分がたらい回しにされているようなふうで嫌だなという思いがあったそうなんです。私がそのお話をいただきまして、職員の方をお願いを申し上げましたらですね、すぐに折り返し連絡をとっていただき、その際に、その相談者の方にですね、いや大変だったねと、一言労っていただいたと、そして、直接お会いして話聞かせてもらえないだろうか、素早く段取りを組んでいただいて、訪問されました。帰り際にですね、この方は御自身の携帯の番号もお伝えしてですね、時間関係なく、何かあったら連絡くださいと、そうやって帰られたそうなんです。翌月、そちらのお宅にお伺いした際にですね、あれからどうなったと伺ったところですね、すぐに役場のね、方が飛んで来てくれたと、話聞いてもらって助かったと、最後に携帯の番号も教えてくれたと、自分が思っている悩み事もですね、しばらく様子を見よ

うということですね、落ち着いたということでした。職員の方がすぐに対応していただいたこと、伺って、労って、何かあったらどうやって携帯の番号を伝え、この職員の一連の動きが何よりも安心安全につながったことと感謝しております。他方、どこに相談すればいいのか分からない。たらい回しにされるのではないかと、このギャップですね。やはりその敷居が高く感じられているのではないかと察しております。そういうことを含めましてですね、一元的な相談チャンネルみたいなのがあれば、そこから担当の課に振り分けをしたり、状況に応じて、先ほど町長がおっしゃられたとおり、民生委員が警察ですとか、町内会などにですね、役場のほうから早め早めに申し送りできるのではなかろうかと感じております。町長の見解をお聞かせください。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 御質問にお答えします。

非常に、職員の対応を評価していただいた半面ですね、やはりその組織内のいろんなことについても、もう少し検討すべきだというような御質問だったと思います。やはり、私たち役場職員というのは、誰のために仕事をしているのかっていうのが、やはり原則だと思います。そのような中でどう対応していくのか、そういうことをですね、まずきちっと原点に戻るといふか、そういうことを指示、指導をしていかなければならないのではないかなというふうに、今回、御質問も含めながら強く感じているところでございます。それと併せて、町民がどこにどう相談をしたらいいのかっていうのは、やはりそれは、広報広聴活動というのは、やはり重要になってくるというふうに思っております。役場もですね、今、ダイヤルインという直通に対応をするふうになっておりますので、このへんのところは再度、広報等も使いながら、こういう相談ごとはどこで何番、誰、担当係どこだというような部分はですね、今後もきちっとした部分で、町民への周知は図ってまいりたいというふうに思っております。それと併せて、職員教育、その部分についてもですね、きちっと評価されてきている分、やはりそうでない、そういう部分もあるわけですから、そのへんのところはですね、十分みんなで頑張っていく、私たちは、原点は誰のために仕事をしなければならないのか、そういうところを周知を図りながらですね、努めてまいりたいというふうに考えております。広報広聴の強化、さらには職員指導の点について努めてまいりたいとい

うふうに考えております。御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金安議員。

○2番（金安英照） 最後にお尋ねいたします。

昔、一灯園に委託して、高齢者の24時間相談窓口を開設していたとお聞きしておりますが、現在どのようになっているのか。あとその移り行く時代の変遷とともにですね、そこから何か踏襲できないものかなと願うところでもあります。例えば、青森県ですね、一戸町ではですね、地域包括センターが主体となって近所の高齢者のことについてですとか、その家族のことやお金の問題ですね、その他諸々をですね、1つの窓口として受け付け、内容によって各課に振り分けをされております。うまく連携がとられているそうなので、安否情報ですとか、金銭問題とかに早めの対応がとられているということでもあります。先ほど、町長がおっしゃられてましたとおり、当町もダイヤルインはじめ各課のね、直通ダイヤルが表記されてはおりますが、そもそもどこにかけていいのかが分からないということですから、そういう1つのチャンネルがあってもいいのではないかと、それが広報広聴係であっても構わないと思います。余計なお世話かもしれないですけども、例えばですね、電話番号をですね、57の5963で御苦労さんとか、58の4949で、至急至急とかね、56の4649でよろしくとかね、そういう皆さん分かりやすい、語呂の良い番号で、なおかつ、らぶちゃん心の110番ですとかね、なんかそういう皆さんも分かりやすい受け皿があれば暮らしの中の安心安全にさらに一石を投じることになるのではなかろうかと感じております。対応していただければと思うところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 御質問にお答えします。

最初に一灯園の、24時間対応の確認というのは、今、ちょっと私もそれはやっているかどうかというのは、確認は取れておりませんので、その点については、ちょっと答弁は控えさせていただきたいというふうに思っております。あと、町のほうでは、独居老人、さらには高齢者世帯にですね、安否訪問というかたちで職員がその都度回って、いろんな相談事がないかと

かですね、さらにその家族の方が町外におられる方に関しては、メール等ですね、そういう今の状況をお伝えするという、そういうサービスも行ってあります。ですから、その安否確認に行った中でですね、毎回、こういうような状況の部分だったという報告もされているのと同時に、何かこの人から本貸りてくださいますとか、そういうようなことも含めて、できる限り対応できる部分についてはですね、今、そういう部分を行っております。それと、緊急通報システムというかたちの中で、高齢者の方々、独居の方々などが何かあった時に緊急にボタンを、ペンダントのようなもので押してですね、そして身内の方々に知らせる、付近の方々に知らせる、そういうようなシステムもあります。いずれにしても、私も福祉には非常に重点を置いた政策を取りたいなというふうには考えておりますが、今、おっしゃられたですね、いろんな、それと最後、番号ですね、これが可能なかどうか、もし空いててですね、空いてて、そういうものが切り替えして可能かどうか、これは調べてみたいなというふうには思っておりますが、やはり町民にこういう業務、さらには事業、何かあったらどこに電話、そういうようなことをですね、きちっと何回も知らせることが必要なのかなってというふうには非常に感じております。年の初めに、年度初めにいろんな政策とか、いろんなものを町民のほうにお配りしたりとかしますが、そこで断ち切れるだけでなく、いろんな相談事も各団体で行ってますのでね、そういうところも含めた町民への周知というか、広報ですね、それと、今、安否確認、さらには緊急通報システム、そういうものも含めたですね、一体的な福祉の事業というか、そういうものも担当課のほうで再度ですね、検討をさせたいなというふうには思っております。いずれにしても、広報広聴の非常に強化というものが必要だなというふうには考えておりますので、このへんについては、電話番号については、少し検討させていただくことでですね、町民へのいろんな周知については、早急に行う考え方でおりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 金安議員。

○2番（金安英照） お答え結構です。

相談があるなしに関わらずですね、町でもたくさんいろんなところで周知されていると思うんですけども、いざとなった時に、どこに聞いたらいいかわからなくなっちゃうと思うんですよね。今、外出もままならない社会の情勢ですとか、コロナですとか、そういう事件、事故の報道ばかり見てお

りますとね、やっぱり気が滅入っちゃいますのでね、どうぞ分かりやすいそういうチャンネルもどうなのかなと、設立をしていただきたいなと願う次第でございます。どうぞよろしく願いいたします。終わります。

○議長（富樫順悦） これをもって、金安議員の質問を終わります。

次に、10番熊谷議員、質問席へ着席願います。

熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 私から1点、質問させていただきます。

JR函館線廃線後の交通網についてでございます。

蘭越町はJR函館線廃線に伴う3つの選択肢の中から、今後の利便性と財政両面から苦渋の決断でバス転換を選択しました。

特に、倶知安町への通学等で利用していた人たちや、現在、日常を含め利用している人にとってさみしい思いはありますが、その判断は評価させていただきます。

しかし、今後は町内の住民の利便性や現在のJR線に劣ることのない交通網の充実が課題であると考えます。

そこでお伺いします。

倶知安方面への移動手段としてのバス運行体制を、今後、どのように構築していくのか。

2つ目、町内の移動手段として廃線までに乗合タクシー制度を検討できないか。

以上でございます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 熊谷議員のJR函館線廃線後の交通網についての御質問にお答えをさせていただきます。

JR長万部・余市間につきましては、並行在来線に代わる地域交通の確保方策として、沿線自治体の方向性が一致し、バス転換とすることが、先般のブロック会議で確認をされております。

その中で、1点目の倶知安方面への移動手段としてのバス運行体制を、今後、どのように構築していくかとの御質問ですが、長万部・余市間については、バス転換で方向性がまとまり、実現に向けてようやくスタートラインに立ったという状態でございます。

今後については、昨年11月1日の第10回の後志ブロック会議で示されておりますバスルート案を基に、ルートや運行計画について、バス事業者と協議が行われると考えております。

これについては、現行の鉄道の本数、駅、そういうものを原則とした部分の中で検討していくというようなこととなっております。

また、将来にわたって持続可能な住民の交通手段として、バス運行による速達性の確保、今以上の利便性の向上等が図られるよう、ブロック会議を中心に検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、協議内容については、議会や町民にも情報提供を行い、必要に応じて御意見等も伺ってまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、2点目の町内の移動手段として、廃線までに乗合タクシー制度を検討できないかとの御質問でございます。令和2年に改正された地域公共交通活性化再生法では、全ての地方自治体に対し、地域公共交通計画の策定、これは努力義務化しております。地方自治体の地域公共交通への関わりがより一層求められております。

このような中で、本町の特性と実情に適した生活交通ネットワークを検討し、町内における今後の公共交通手段を確保するため、町の附属機関でございます地域公共交通会議の役割に、新たに地域公共交通計画の作成及び実施に関することを加えまして、令和4年度から、住民や大学生等で構成するワークショップも開催して意見を伺い、町内の移動ニーズに適した公共交通サービス実現確保に向けた計画づくりに着手をしてまいりたいというふうに考えております。その中で、議員から提案のございました乗合タクシー制度も選択肢として、計画の中で検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、議員御指摘のとおり、住民の利便性や現在のJRに劣らない交通網の充実については、町の課題であること、これは十分に認識しております。並行在来線に代わるバスへの接続や、今後も増加が見込まれる免許返納後の高齢者の日常生活の足の確保等、これも考慮しながら、地域公共交通網の整備について、慎重に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 現在の鉄道と同じような路線という、路線といいますか、そのような運行というのは、先ほど、難波議員の説明の時にもありましたけれど

も、真新しい話でございまして、よろしいかなと思いますが、最後に廃線に伴うバス運行に関しましては、現在、中央バスの子会社でありますけれども、相当な赤字で苦しんでいるわけの中で現在の鉄路を維持していくのも相応の補助金なり補填なりが必要ではないのかなと思えます。余市・小樽間については、いろいろ論議ありましたけれども、どのような体制になるか、詳しく決定しておりませんので、省きますけれども、北海道新幹線との兼ね合いや連結も十分に考えながら、早めに決断をしていく必要があるかなと思えます。その中で、先ほどおっしゃった補助金なり、補填なりについて、財政的な支援はどのようなものが、国なり道なりあるのか、これだかについてお伺いしたいと思えます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 熊谷議員の御質問にお答えします。

ちょっと詳細な補助金とか、そのへんのところの資料までは、今、ちょっと持ち合わせておりませんが、バス運行に係る補助金というのは、国の補助金、道の補助金、それぞれございます。今現在も、生活路線バスとしてですね、雷電線、さらにはニセコ福井線等も含めて、道の補助金も活用しながら行っている状況にあります。さらに、その補助金の中でも足りない部分については、赤字補填というかたちで町村、沿線自治体のほうで負担している、そういう制度がございます。ですから、今回、バスのほうに移行になったとしても、国、道含めたですね、そういう補助制度、そういうのをまず活用しながら行っていきたいというのは、ブロック会議の中でも話されているところでございます。さらに、バスの、先ほど言った、長距離に乗るのは、やはり大型バスでトイレ付きのバスであるし、近距離の場合は、生活がこれだけ、いろんな各地域によって違いますから、ですから、やはり蘭越町においては、倶知安というのがある程度、医療も含めて二次医療圏ですから、そこへのアクセスをどのように本数を増やしていくか、そういうことがこれから協議がなされてくると思えます。現況として、実は、JRの今、本数ですね、そこを基本としながら、今、福井線とか走っている部分もありますから、中央バス、ニセコバスと担当者含めてこれから協議をしてですね、どういう方向性、バス停も含めてですね、どういうふうなかたちを進めていくかということがこれから協議されていくと思えます。補助金については、いろんな補助金があるので、できるだけ財源確保にですね、努めながら、進めていきたいというふうに考えております。その途中でですね、こういう本数も含めて、今、駅舎もですね、これはJRから今の駅舎を使うか使わないか、そういうようなこともですね、実

は、これから協議になってくると思います。バス停として今の駅舎を活用した部分の中で行うのか、そのルートも含めてですね、そういうのがこれから協議になってきますので、今のところ、まだスタートラインに立ったばかりですので、まだ明確にこことこうしますということが出てませんので、出た段階でまた議会、町民の皆さんにも御意見等を伺いながらですね、やはり今以上に便利なものになっていかなければならないというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） これについて、非常に考えていただいておりますので、是非、検討していただきたいなと思います。2つ目のほうに移りますが、私自身、十数年前にデマンドバスというものについて質問した記憶がありまして、当時はバス運行というよりも通信網を使ったバスの運行の試験運用という意味合いが強かったような気がいたします。乗合タクシーについて、いろんな様々な御意見ありますけれども、私も何人かにお話を聞いたところ、バスの乗客も減少し、最寄りのバス停まで移動できない高齢者が増えた場合には、そういうものが有効ではないかというふうにお話をされておりました。メリットとしては、自宅から活用できるタクシーより安く運行できる、デメリットとしては、事前登録や予約という煩わしさや、使い勝手が悪かったより良くないという話が出ております。現在のタクシー運営制度は少し工夫すれば、蘭越町では十分対応できるのではないかと思いますし、私はデマンドに拘る必要がないと思いますから、いろんな形態で考えて、急にこれをやるやらないという話ではございませんけれども、導入するメリット等はあるのかなという気がいたしますので、もう一度、御検討願いたいなというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 御質問にお答えします。

現在、実は町内の地域交通というのは、らんらん号、タクシーそういうものが中心として行われております。生活交通バスらんらん号、これは5路線で週3回運行をしていると、さらには、あとはハイヤーは、こぶしハイヤーとしてですね、2台なんですけど、生活交通の確保のために運行しているとい

うふうなところでございます。これまでですね、町のほうでは福祉対策、高齢者、交通弱者対策という部分の中で、地域内の交通を運行してきたと、らんらん号、そうなんです、そういうことに重点を置いて運行してきたのですが、町民の方からはですね、やっぱり観光振興の部分に、仮に観光としてどこに行きたいと言っても、足がないと、そういうものを今後、地域交通の中でやっぱり考えていく必要があるのではないかと、そういうような御意見も伺っております。そのようなことですので、先ほど答弁をさせていただきましたが、今現在の生活交通を確保するという、それプラス、さらに観光振興の面からもですね、是非、地域公共交通計画、これを策定したいなというふうに考えております。現在の委員さんの中で協議をするという部分で、それは各代表者、交通関係の代表とかなんですが、そこだけではなく、下にですね、下部組織として、実は大学生とかいろいろな町内の若い人とか、いろいろな方々を入れた部分の中で、本当に蘭越町、今後、地域交通をどうしていく、住民の足をどう確保していく、そのためにどのような交通体系をしていくことが必要かというのを、実は私は1年、2年かけてもいいから、じっくり話し合いをしてですね、本来の蘭越町の進むべき方向性はきちっと出していこうというような指示を出したところです。職員からもそういう案も出されました。ですから、議員からおっしゃられた乗合タクシーですね、よくほかの所では、ジャンボタクシーというか、9人以下のそういうものの乗り合いで利用しているというようなお話も伺っておりますし、らんらん号だけではない、ハイヤー、タクシーだけではない、さらにこういうような住民の足を確保できるという、その手段もですね、いろいろな部分から考えていって、より良い、実は交通体系にしていく。それが今の沿線自治体、バス転換になった時にもうまく接続できて利用できる、そういうふうになっていかなければならないかなというふうに考えておりますので、4月からそういう意味で交通計画を策定する、その中で議員がおっしゃられた案についても検討してまいりたいというふうに考えております。御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 最後に質問いたしますが、大体言いたいこと御理解いただいたかなというふうな気がいたしております。当然、今、らんらん号やいろいろな良い制度もありますので、十分に検討できるのかなというふう

に思います。何年か前にデマンド交通を導入した首長にお話を伺ったんですけれども、その時、導入が4、5年遅れたそうですが、そのことによってメリット、デメリットが分かって、かえって良かったなという話もしておりました。人口規模の近い所では、上富良野が7、8年前から導入をしております、予約型乗合タクシーというのがあります。今になると良い所も悪い所も分かりますので、先ほどの交通計画、期待しておりますので、研究をしていただければなというふうに思います。これから、時間的にも余裕まだありますので、今から研究を積んで、是非、良い制度を、町長の決意の中でもなんとかするという話でございますので、検討してより良いものを作っていただきたいなと、そういうふうに思っておりますので、最後の質問にさせていただきます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 御質問にお答えをさせていただきます。

これまでもですね、らんらん号を運行する時に、週2回から3回を行うという部分の中で、運転手の関係、路線関係、やはりこれ1つ行うといっても、いろんな部分から考えてやらなきゃならないんだなというのを、実は実感をしているところです。ですから、今、大きな交通計画というのを立てるにしてもですね、どういうところが今、議員からおっしゃったとおり、町民の人方が不便を感じているのか、そしてそれはどういうことをすることによって解決するのか、そういうことをきちっと中で議論をした中で、こういう体系にする、そのためには、またそのことをすることによって、財源も必要になってくると思いますので、その部分については、私は先ほどお話ししたとおり、少し時間をかけてきちっと、いろんな大学の先生、さらには大学院生とか大学生、さらには町民の人方、そういうものを入れた中での、よく言うワークショップというか、実態のアンケートもとりながらですね、やることによって課題が見えてきて、その課題のためにどう行っていけばいいのか、財源も含めてですね、そのためには少し時間がかかるなというふうに思っておりますので、より良い計画等なりを努力してまいりたいと思います。御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） これをもって、熊谷議員の質問を終わります。

次に、6番向山議員、質問席へ着席願います。

6番向山議員。

○6番（向山博） 6番向山です。

私からはふるさと納税返礼品お米の品質基準について、1点、御質問させていただきます。

令和3年度、ふるさと納税返礼品でお米の人気の高まり、返礼米のお米を用意されたと伺っておりますが、そのお米を選定するに当たり、品質基準をお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 向山議員のふるさと納税返礼品お米の品質基準についての御質問にお答えをいたします。

令和3年度1月末現在、蘭越町へのふるさと納税は、2,491件、3,530万9,000円となっております。そのうち全体の約85%、数量で約11トンのお米を返礼品としております。

ふるさと納税については、これまで苦情等の大きな問題もなく、好評をいただいております。前年比で583件の増、金額で685万7,000円の増額となっております。

これは、返礼品のバラエティーを増やしたこと、さらには毎月、らんこし米を12か月にわたって送る定期便といわれる返礼品が、道内外の住民や高齢者に好評で、この申込みが増加したことが大きな理由と考えております。

さて、議員からの御質問についてですが、蘭越町のふるさと納税返礼品のお米は、JAと協定締結した道の駅シェルプラザで販売しているお米と、町内個人農家のお米を扱っている一般社団法人蘭越町観光物産協会とで対応をしております。

道の駅シェルプラザの品質基準については、米穀品位等格付検査の1等米で、精米タンパク含有率6.8%以下である蘭越産100%の精米であることとしております。

また、一般社団法人蘭越町観光物産協会での品質基準ですが、道の駅と同じく、米穀品位等格付検査の1等米で、精米タンパク含有率6.8%以下である蘭越産100%の精米であるほか、色彩選別機の所有生産者や顧客管理がされていること、また品質保存管理が徹底している等、独自の採用基準を設定していると同っております。

いずれにいたしましても、道内有数の良食味米産地として、お客様に最高のら

んこし米を安定的に、高品質・良食味米を提供することは、蘭越のPRにもつながりますので、ふるさと納税の利用者増加に向けて、生産者や関係機関と連携を図り、常に安心・安全な商品の提供に努めたいと考えておりますので御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 向山議員。

○6番（向山博） ありがとうございました。

令和2年3月の定例会で、お米のふるさと納税返礼品開発とPR方法を御質問させていただきました。ちょうど2年前でございます。その年の4月以降、法人化を予定している蘭越観光物産協会と連携し、個人農家や事業者が発注・発送に対応できるように商品化を支援するため、ふるさと納税返礼品調達委託料として予算を配置して対応していきたい、そして最後に、できる部分があれば、お米の確保なども含めて対応していきたいという嬉しいお言葉が返ってまいりました。それで、先ほど、お米の選定基準ですけれども、1等米でタンパクが6.8以下、これは一般的に言われているので、私も了解しております。それで、その基準なんですけれども、その検査に当たっては、機械はそれぞれ個人で持っている機械でやるのか、それとも何か統一した機械でやられているのか、その確認と、個人農家さんはそれぞれで管理をされているのか、それをまず1点。それから、前にできる部分があれば、お米の確保なども含めて対応とありますけれども、将来的な青写真を町長は考えておられるのか、その2点、お聞きさせてください。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 向山議員の御質問にお答えします。

その中で、今のタンパクの基準について、それは今、個人農家の部分の中でですね、きちっと数値を出してもらって、持ってきて確認をしているというようなことでございますので、御理解を願いたいというふうに思います。それと、お米を確保するという部分の御質問だと思いたしますが、実は、私は今、その米、今はふるさと納税の御質問をされておりますが、それと併せて、ふるさと納税のほかには、企業のほうにらんこし米を使ってもらおうと、そういうことを、実はPRしたいなというふうに思っております。それは何かと言うと、今現在ですね、ある会社のほうから企業版の、企業の株主の方々に株主優待としてらんこし米を使っているという数というのが、非常に9,000

件くらい使っていただいているんです。5キロのお米をですね。ですから、それは非常に蘭越町としてPRという部分になるなというふうに思っていますので、確保という部分の中で、御答弁になるかどうかあれなんです、ふるさと納税は納税で私は進めていくのと、そういうようなことも含めた企業のほうにも、らんこし米をPRしていく、そういうような部分について、らんこし米が全国に確保しながらPRされていくというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 向山議員。

○6番（向山博） 私は、お米の販売はリピーターを裏切らないことが大切だと思っています。特に、ばらつきがあることは避けなければなりませんので、個人的には一元管理をしていただきたい。なかなかそれは、今の時点では大変なことだと思いますけども、先ほど、お願いしました将来的な青写真とおっしゃいましたけども、そのことを本当に検討していただきたいと思います。それで、昨年、本州があまり天候が良なくて、あまりいい成績ではなかったんですけども、北海道米が、ななつぼし、ゆめぴりか、ふっくりんこの3品種がななつぼしで13年、ゆめぴりかで12年、ふっくりんこが3年で、連続特Aを評価されました。北海道のお米というのは、すごくなんか品質が上がっているんですよ。それで最近、おかげさまで圃場整備も進んで、北海道あちこちで美味しいお米がたくさんとれております。それで、北海道は言ってみると、お米の激戦区になっている状況なんですよ。それで、何て言うのかな。やっぱり将来的には、私はお米を一元管理していただきたいと思っています。それで、一元管理してお米に対する蘭越町の想いというのを全国に向けて発信していただきたい。そしてトップセールスをしていただきたいと思うんですが、それに関してお聞きします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 向山議員の質問にお答えします。

非常に、一元管理っていうふうに、議員の御質問でございます。町のほうでそれがどこまでですね、確保して管理できるかっていうのが、これは大きな課題かなっていうふうには思っているところです。現在はJAのようていと協定を結んでシェルプラザのほうから販売をしている方法と、観光物

産協会において、各農家の皆さんからお米を仕入れてですね、それをふるさと納税に使っていると。ですから、今までよりは、今、いろんな蘭越の生産者の方々のいろんなお米をふるさと納税として提供できる体制が整ったなというふうには思っています。これはこのまま私は進めていきたいなというふうに思っております。その中で、議員がおっしゃった一元管理、ある程度、今は6.8%のタンパクというものをきちっと、ある程度表示をした部分の中で、生産者の方々から出してもらおうと、そこを進めながら、これが蘭越町でどこまで、今、議員がおっしゃった、その米を確保して、そしてどうかたちでふるさと納税なり、いろんなPRをしていくというのは、これはまだ今の段階でこうしますというようなことはなかなか答弁しづらい部分もありますが、このへんについては、私は農業の町、特にらんこし米というのは、これからもきちっとした管理の下、そしてPRをしていく、生産の皆さんがその中で品質管理を含めた良いものを出していただく、そのための町の支援というのは必要であると、それが基盤整備事業とか、いろんな事業の中でですね、行っていくことかなというふうには考えております。それと併せた中で、お米をどれだけ町がJAのように確保して、管理をしていけるかというのは、これは大きな課題だなというふうに考えております。そのような部分で可能かどうか、そのへんのところは課題としてですね、これからいろんな、農業委員会とかそういうものも含めながら、少し御意見をいただきたいと思いますというふうに考えております。御理解を願えればと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 向山議員。

○6番（向山博） ありがとうございます。

私は、10年以上前に、らんこし米という商標登録をとったことを覚えているんですよね。それであの時にらんこし米の将来を目指したものを持っていて、未だに全然進んでいないというのは、ちょっとさみしい思いがしているんですよ。それで、事業者だとかJAさんのぶつかるのは分かるんですけども、将来的にはやっぱりそういう方々とぶつかって切磋琢磨しながら品質を上げていただきたいと思いますと思っております。内心は。それで、一応、青写真を検討してくださいって、将来に向けて、本当にらんこし米は特別な存在であるということを周りに示していただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 御質問にお答えします。

本当に私もらんこし米、ブランド米としてですね、これまで生産者の皆さんが努力を重ねてきて、今の地位になったなというふうに思っています。そのことについてはですね、議員が今、実行委員長をやってもらっている米ーグランプリ、これも大きならんこし米をPRする大きな大会だなというふうに考えております。これをいかにきちっと生産者の人方が維持していくためには、やはり町としてもですね、いろんな施策をとっていかなかったらならないのと、併せて、らんこし米というそれを、私は差別化をした部分の中で、やはり良いものは良い、そして高くそれを買ってもらって、そしてそれが生産者に還元できていく、そういうようなことがやはり必要ではないかなというふうに思っております。なかなかハードルは高い部分があると思います。らんこし米だけっていうようなかたちは、今の中では難しい部分がありますが、これだけ生産者が努力している、そういうようなものをですね、今、特裁米、その部分だけでもそういう中でPR、らんこし米として出して、そして少しでも生産者に還元できる、これが実は私もふるさと納税とか、企業版の株主優待、企業というものに使ってもらう、そういう部分でPRをしていくことによって、らんこし米の地位というか、その美味しさがより一段ですね、伝わってくるのではないかなというふうに思っています。そのために関係機関とさまざまな生産の部分、さらには販売の部分、PRの部分、いろんなところで連携して、推進していかなければならないというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） これをもって、向山議員の質問を終わります。

昼食のため、休憩をいたします。

再開は13時といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

9番柳谷議員、質問席へ着席願います。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 私からは1点だけ質問させていただきます。

50年にわたって続けてきた水田転作に対する交付金制度は、今後5年間、米を作付しない水田は対象から外すということが示されました。

以下、伺います。

1、転作にとどまらず、地域経済と本町農業に与える影響はあまりにも大きいと考えますが、町長の所信を伺います。

2、今後の対応は、農家の意向を尊重しながら、らんこし米と転作作物の振興に寄与するものでなくてはならないと考えます。土地改良区と農業委員会は重要な役割を求められると考えますが、お考えを伺います。以上です。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の水田活用交付金の見直しについての御質問にお答えをします。

水田活用の直接支払交付金の見直しに関しましては、昨年12月、第4回蘭越町議会定例会において行政報告したところですが、町としては農業を基幹産業とする本町へ多大な影響が懸念されることから、道内の農業関係機関・団体による水田活用の見直しに係る関係機関連絡会議等の情報を密にし、必要に応じ、対応してまいりたいと報告をいたしたところでございます。

関係機関連絡会議では、今年2月15日に会議が開催され、今後の対応として、1つ目にワーキンググループを設置し、想定される影響を検証、2つ目に地域協議会における対応検討、3つ目にワーキンググループが地域協議会から課題を吸い上げ、新たな課題の整理と対策を検討、4つ目に北海道、関係機関、団体が連携し、地域協議会の取組を支援しながらオール北海道で対応することとしているところでございます。

さて、御質問の1点目ですが、見直し案では、交付対象水田の扱いや、多年生作物、牧草の扱いなどが示されており、これにより、水稻生産、農家収入、基盤整備などへの影響が懸念されております。

このため、私も国に対し、機会あるごとに、生産者が不安を抱いていること、農業を基幹産業とする本町への影響が懸念されるなど伝えているところでございまして、引き続き、国に対し、地域の意見を申し上げていく所存でございます。

2点目ですが、農業団体におかれましては、後志地方農業委員会連合会から北海道4区衆院議員に対し、北海道・後志の農業者が求める要望書を提出しており、

北海道土地改良事業団体連合会では、農林水産省の意見交換の場において、後志支部長であります私からも意見を申し述べるなど、それぞれの団体においても対応をされているところでございます。

また、先ほど申しました関係機関連絡会議には、北海道土地改良事業団体連合会、一般社団法人北海道農業会議も参集されておりまして、オール北海道で必要な対応策を検討することとしております。

いずれにしても、国では、各地域において産地形成をどのように図っていくのか検討していただき、その中で明らかになった現場の課題を検証していくこととしておりまして、本町としても、引き続き、関係機関連絡会議と情報を密にし、連携を図りながら、地域における課題を伝えることなど、対応してまいりたいと存じますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） まず、昨年11月の28日ですか、そういう報道がされました。私は驚愕をしたわけです。まさに寝耳に水でございまして、ずっとこう経過を見てみますと、概略を横流しで情報を出しておいて、あとは地域で協議してガラガラポンですよという、そういう農政の姿がですね、こうはっきり見え隠れするという状況だと思います。今、非常に大事なことは、私は農家が一番関心があること、これは5年間水田を作っていない所を水田に戻せと、水張りをやりなさいということですね。交付金の全体の、何と言うんですか、イメージというのをこうしていただきたいんですが、転作する場合、畑地化を、覚悟してやる場合ですよ、その場合でも、交付金の対象には今までなっていたんですね。この場合、当然、畦を取るとか水路を潰すとか、用水を埋めるとか、それから揚水施設があれば、それを管理しないとかがというのが、附帯した作業が、プラス、マイナスあるということですね。それから、田畑林間化を目指したっていうのがあります。多様な作り方があったわけですけど、田畑林間化、つまり年数を置いて水を入れて田んぼを作るということですね。1つずつ順番に話をすると時間がかかりますので、農家の心情、経営心情から言うと、どういうすう勢があるかということ、土地利用型面積をこなす農家ですね。100馬力以上のトラクターを導入して国道を50キロ以上のスピードで疾走しながら、町内を駆け巡って省力化された穀類を作るという、そういうスタイルですね。それから、高収益作物など、アスパラなどの数年性の、宿根性の作物を作って反収益を得ると。それからハウス物を作って高収増を図るということですね。それから路地物を作っても、高収益を狙う、

野菜、例えばね、ゆり根なんか蘭越ではないと思うんですが、ゆり根なんかを作
ってという、そういうことですよね。人参、それから私も作ってる玉ねぎとかい
う、米に代わる作物で米よりも収益を上げようという努力は、ずっと皆さん、い
ろんなかたちでもってやってきたと。それが経営戦略でもあったということでは
ね。私が問題にするのは、この5年間といいますけど、水田でない農家、水田で
ない土地と交付金の対象にならない水田という、そういう認定はどこがやるか
です。過去ずっとね、指導してきたって言うんですけど、実際にどれだけ行政指導
が行きわたっていたかっていうね。そういう検証も寝耳に水ということをしていま
しが、私はあったんでないかということですね。みんな米作らなければそれでい
いというふうに捉えてたというね、そういうこともあるんです。まさにそういう
意味では、2階に上げてはしごを取ったという、私たちは弄ばれているんでない
かと、転作が始まって就農をして、そして今50年経って、離農に近づいている
私の営農スタイルというのはこれは最終版で弄ばれたっていうのに気が付いたと
いう、そういう気持ちですね。率直なところそういうふうに思います。私の質問
の主旨は、いずれにしても農業経営を、個人の農業経営の問題だけではなくて、
地域経済の問題として第1点、捉えなきゃならないと、それから農業経営、食糧
生産という立場からいうと、土地改良区の役割と農業委員会の役割を、本当に、
その存在の法律根拠に基づいた活躍の仕方をしていただきたいということですね。
生産力を減らすわけにはいかないんですよ。地域経済を考えるとね。食糧生産
って大変な課題があるんですけど、それ以前に、その農家の生活の問題と地域経
済の問題ですね、地域経済というのは町の経済の問題もありますよね。住民税、
所得税の問題もありますから、所得税というか、住民税そのほかの税収の問題も
ある。ですから、そこのところをですね、良質米を続けて作りながら、そのどう
やって今より良くしていくのかと、この観点ですよ。私の問題意識っていうのは、
やっぱり米の消費減少が長期にわたって続いてきたそういう中で、米以外の
主要作物の、米以外の主要作物ですね、大豆、麦が代表的なものですけど、これ
の自給率がなかなか上がらないと、逆に言うと、輸入に依存してくると、国の農
政の食糧政策の問題がありますよね。ここでそのことを議論しようとは思いま
せんが、やはりそういう背景もあるということですね。じゃあその食糧自給率向上
のために国がどれだけ予算を投下して、そして努力してきたのかっていうこと
ですね、町長が、国がやらないことを町がやっているんですね、基盤整備の上乗せ
とか、本当に基金まで作ってやってるということですね。自治体の努力のほかに
この自由化の波というのは押し寄せてきていると。この国一番の食糧生産の責任
というのをね、農家と自治体に今、押し付けようとしているっていうのは、私は

一番の実態だと思うんですよ。結論から言いますとね、これはより良い農家の生産条件と生活性を維持していくための生産力を身に付ける、この努力と、それからこの国の施策を撤回してもらおう努力をですね、やっぱりセットで運動の柱にしていかないと、やっぱり先がないというふうに思うんですよ。蘭越でもどのぐらいの面積があるか、ちょっと後でね、もし手元に資料があれば教えてほしいんですが、耕作放棄の可能性のある田んぼね、強くすると、耕作放棄の可能性のある田んぼ、どのぐらいに予想しているかね、そのぐらいのデータを持ちながら、やっぱり一人一人の生産者を説得しながら、権利関係だとか経営状態を見ながら、土地改良も含めて進めていくということになると、やっぱりね、試されますね。改良区と農業委員会が。担当職員の苦勞もね。だから本当にね、今、ちょっと変わり目なんじゃないかと思います。それでいろいろ長々申し上げましたけども、米からの転換というのはね、私は消費減退の中では米依存の農業経営というより、中心作物ではあるけども米に依存しないそういう多様な生産物を作る農家、いわゆる百姓になるということがね、やっぱり蘭越の生産力を維持するための大事な中心じゃないかなと思うんですよ。町もそういう様々な応援をしていくというような実態ですけど、撤回しかないということと、協議会のいろんな発言、町長から報告ありましたけど、私の考え方について、改めて町長に今の運動の進行状況をですね、これをいつを目途に、例えば5年間水を入れないと言うけども、もう既に今年の作業はできないんですよ。作付計画がもう進んでいると。だから起点をいつにするのかっていうのも非常に重要な、農家にとっては大きな問題ですよ。それから、さっきアスパラの話しましたが、年数年限を区切ることの問題、例えば、日出のSさんと言っておきたいと思いますが、アスパラを6町も作っていると。経営の根幹がこれだと、高収益ですからね。路地物で反収が軽く100万を超すっていうね。そういう作物なんですよ。それから三笠の方ですけども、2割は水を張れと言われてもできないと、バックホウでもって全部水路を掘り直しなきゃならないということですね。それから貝川のHさん、この方は約50歳ですけど、もう地域の年寄りを私は面倒見ているつもりだと、離農跡地を全部引き受けているんですよ。賃貸料もちゃんと払っていると、年金プラスでこの人方は生活をしていくのに、私も健康状態が悪くなったら本当に大変だと、だからそばやえん麦だけではだめだよって言われてもね、地域経済ということを考えれば、あんたいなくても作るよって言われればそれまでだけど、やっぱり地域に対しても私は責任もあるんだと。水路の補修しなきゃならないのが約1割あると。そういう話ですね。ストレスでもうすごいと、止めた煙草を吸いだしたという話を聞きましたね。ですからこういうやっぱり農家の実情、地域の実情を踏

まえてですね、町長にも頑張っていたきたいというふうに思いますので、改めて農業委員会、それから土地改良区の特例併せてお願いしたいと思います。改めてまた町長の所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員、御質問のとおりですね、昨年、農業新聞の一面に今後5年間に一度も水張を行わない農地は交付金の対象とするという、事前のそういう情報もない中、私も非常にそれは驚いた状況ですね。それを踏まえて、実は各北海道、オール北海道という部分の中では、一町村がそれをどうこう言ってもですね、なかなか今、国がやろうとしている部分の中を動かすというふうなかたちになると、きちっとしたいろんな情報とか、そういうものも整理をした部分の中でやっていこうということが必要だということから、オール北海道でこれの問題について検討していこうというふうに伺ったところでございます。今回、実は全道の中で、今、この地域農業の実際に動いている再生協議会、再生協、再生協と言う部分なんです、交付対象水田を有する再生協議会というのは全道で118協議会、118の、市の1つの中で2つある部分があるかもしれないんですが、118あると。大体そのこっちの後志から、向こうの網走とかあっちのほうはなかなかこれには該当にならないんですが、かなりの町村がそういう中であるということで、そこが集まってオール北海道としてやっていこうということで、今ですね、その先ほども答弁させていただきましたが、今どのような状況かっていうのは、先ほど議員さんが町民の方でこんな意見があった、こういうのを抱えていると、そういうことを再生協議会の部分の中で吸い上げよう、各町村の中でどういう実態にあるのかっていうことをまずその部分の中で検討を、意見聞いて吸い上げようと、それは今、協議会の中で1つ検討されているところです。その中で、ワーキンググループというものを作って、今吸い上げたものをどう対応していくのか、そういうようなことを行っていこうということと、その中から課題と整理というものをきちっと出して、北海道、関係機関、団体が連携してですね、3つに今、3つの方向で取り進めていこうと、これは国に対して求めていく対策です。そして道が実施する対策、地域の取り組みと、この3つをきちっと整理した部分の中で対応をとっていきたいというのが、今の協議会での考え方ということで伺っております。特に、今回出された5年間一度もというの、先ほど議員がおっしゃったとおりですね、様々な疑問とか課題があります。そのことを実は、実態調査というのを

各町村のいろんな部分の中ですね、行った結果も一部報告がされております。これちょっとペーパーがありますが、この概要です。1点目はブロックローテーションの円滑な導入に課題がある。これは5年間でという部分の中ですね、それを行うことによって、米の食味の低下とか、畑作物の収量とか、品質低下など、それが招く恐れがある。これが1点です。それと、この5年間という期間について、これは検討してほしいというのが2点目です。それはなぜかと言うと、経営規模、先ほど言った、経営規模が大きくて5年以上の期間というのが、今やるのには必要なんだという、そういう意見が出ております。生産性維持のために5年以上のスパンが必要であると、基盤整備施工後は5年間のカウントからそういうのは除いてほしいんだとか、そういうような意見が出ております。3点目は、5年間で作付けはしないけども、引き続き交付対象水田として認めてほしいという意見なんかも出ています。これは育苗ハウスについては、今後、本田化する場合もあるから、こういうのは対象から外してほしい。さらには、交付対象水田から外れた水田の復活を検討してほしい。これは経営継承とか、新たに入ってきた方々のために、それは交付対象水田復活を希望するというような、こういう意見が各協議会から出されたものを、この全体の協議会でまた再度検討して、どういう方向性に持っていくかということ、今ですね、協議会としてはやっているという状況です。ですから、私としてもですね、蘭越町の再生協議会、その中で今回、いろんな意見をまたお聞きする場というのもあると思います。その中で上部のほうにあげて、是非、緩和、激減緩和とか、いろんな対応をとれることがあれば一緒になってですね、私は要請活動も含めて行っていかなければならないというふうに考えております。いずれにしても、この国が出された制度、ある程度進めていかざるを得ない部分があると思いますが、先ほどが議員が撤回という言葉は大前提だと言いましたが、この進んでいる以上の中で、それをいかに激減緩和というか、有利な部分をですね、もう少し時間をかけてとか、そういうような方向性に持っていくというようなことをですね、いろんな意見を聞きながら、私は当面は対応していきたい。一町村だけではなく、そこは関係団体も含めてですね、一緒になってオール北海道で対応していく、その中の一員として蘭越町も入った中ですね、声をあげながら要請をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 痒い所に手が届く議論というのがされているというふう

に、今、感じました。それで、でも1つだけ指摘したいと思うんですが、実は、経済課長がそこにお出でなので、実は一昨年ですね、私の農事組合長の時、コロナのことがあるので、車の中に5人乗って、転作の現地確認はね、なかなかきつんだということで、職員と関係機関だけでやりますっていう連絡があったんですよ。私も議会でその発言をしたような気がするんですけど、どうして農事組合長が入らないのという疑問が私、ずっとそれは根深くあったんですよ。なぜかと言うと、農業経営っていうのは肥培管理も含めてね、実に隣近所の農家関係なく、自分はもう独立独歩好き勝手やっついんだっていうものではないんですよ。生産力というのは、維持管理も含めてね、やっぱり作用があったり、反作用があったり、けん制があったり、助言があったりしながら地域社会というのが成り立っているわけですよ。だから裏山の田んぼがね、どういう作り方されているのかっていうのを誰も見ないで一人で管理してるって、ちゃんとやっついていけばいいですよ。でもヒエだかそばだかね、米だか何だか分からないような転作でもね、交付金の対象になるっていうのはね、もともとおかしいんですよ。これは。だからそのこのところをね、いきなりじゃあ担当者が来て、交付金出しませんよっていうのかどうかですよ。ちゃんと管理して善良な管理しましょうって言って、隣近所のおやじさんから言われるのと、役場職員から言われるのと、農家の感情としては違うんですよ。だからそのへんのね、収める力を鼓舞激励をしながら農家の生産力を高めていく。それが地域経済に寄与するっていうね、私はずっと蘭越はそれをやってきたと思います。だから今日のらんこし米があるというね、そういう捉え方をしながら推し進めていくというはね、農業委員会の役割だったり、賦課金を収めている土地改良区の役目であったりするということね、私は非常にまどろっこいかも分からないけど、そういう考え方を持っているんです。それともう1つね。撤回しかないって言うんですけども、実は極めてね、農林副大臣の中村議員と武部議員につついてはね、私は党派問わずね、政治家として極めて不誠実なね、地域経済に対するね、不信感を持ったと思うんです。衆議院選挙の前だからね、概算要求の時に示されていたものを公表しない、こういうね、政治的な態度というのはね、農家を愚弄するものですよね。選挙の前だからそれは言いたくないのは分かりますよ。でもやっぱり国の政策として、それをね、提示して、改めて議論を喚起するというのは、私は北海道の議員の大事な役目でないかというふうに思うんですよ。蘭越の議会ではそういうことを議論する議員がいたというのを、町長に心あればしてほしいと思うんですが、やはり私は住

民の生活あつての政治であつて、そこのところがね、非常に大事でないかというふうに思いますよね。8月に示されてから、半年経ってますと、半年以上経ってます。この間、無為に過ごしているんですよね。上のほうでガラガラポンやるまで待っているんですよ、農家。だからそのへんのね、やっぱり農家の事情、長期にわたってその耐久力のある機械や農業資材を購入するのを切り替えている農家もあります。だから1日も早くですね、これは結論だしていただきたいと、改めてまた町長に発言求めます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の再質問にお答えしたいと思います。

私もこの直接支払制度の導入に関しては、非常に驚いているのと、基幹産業農業であるという、蘭越町の米を守っていく、作物を守っていく、そういう部分の中で、より農業者が何を求めてやっていくかということをしちっと掌握を再度しながらですね、またいろんな要請活動行っていきたいなというふうには、今、感じているところです。それと併せて、国が支払交付制度を実施をすると、それプラス、また米余りだからその米をですね、また協力すれという、それは道のほうからまた来ているんですよ。はっきり言ったら本当は逆効果でないかと思うことをやっぱりそれはやっているということ自体が、私もそのへんはですね、疑問になるところなんですね。良い米を作るんだったら、やはりきちっとした部分の中で、生産者は努力してやっているわけだから、そういうものを認めながらですね、やっていってほしいなっているのは感じているところです。これから生産者にいろんな部分の中で情報を行うという話をさせてもらいましたが、これから地区別懇談会が始まりますので、その地区別懇談会の部分の中で、今、知り得ているいろんな情報、そういうものはきちっとお話をさせていただくと、そこで併せてまた御意見とか、そういうのもですね、伺った部分の中で、それを集約しながら上部のほうにですね、伝えていく、対応についても行っていく、そういうような考え方で今おりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） ちょっと蛇足なんですけど、補足お願いしたいと思います。例えばアスパラ、玉ねぎですね、ビートは蘭越いないんですけど、収益性の高

い作物、土地利用型の機械化が進んでいる作物というのは、おしなべてチッ素肥料が大量に入りますよね。どのくらい入るかということ、私の栽培している玉ねぎでは分量で15キロから18キロくらいですね。ビートも同じくらいです。馬鈴薯はもっと少ないんですけどね。稲はどのくらいかというね、皆さん、農家みんな分かっていると思うんですが、ゆめぴりかでチッ素分量は約6キロですね。肥料入れないんです。リン酸カリもそれに付随して一定率でもってあれなんですけど、つまりね、これは転作田に作ると、どういう現象が起きるかということ、三要素がきちっと入っているものだから、もともと入っている肥料が全部効いてくれると、バランスはあるけども、もともとのチッ素、食味に関係するチッ素肥料だけ多いんだから、収量はとれるけど美味しくないですよ。食味の影響って町長、先ほど発言ありましたけど、そのことなんですよ。だからアスパラ作っている田んぼを復元した時に何年間もおいしい米を作れない、有機物とかいろんなものを大量に入れてから。それがもう何と言うか、吸収されたり、流動したりしてなくなるまで新しい田んぼというのが美味しくない米を作らなければならないということですね。これはね、農家は発信力があまりないから指摘されない、町長ね、農家やってない人はなかなかピンと来ないところあるかも分からないですけど、自家用の米には新しい田んぼは誰も残さないですよ。みんな売っちゃうんです。良い米と混ぜて売っちゃう。そうじゃない農家いるから適当な発言でないかも分からないけど、やっぱりそういうもんなんですよ。本当に時間とお金をかけないと米以外の作物も米も作れないという、そういう農家の非常にね、農業の難しさっていうのは、そこだと思っただけですよ。なおかつ心のある、揺れ動く人間のやっている産業物ですね、人間が作り出している産業物。だからそのところをね、やっぱり心の留めていただきたいというふうに、改めて、町長、もし必要であれば答弁いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の質問にお答えします。

議員、生産者としてですね、日頃から御苦労されている、そしていろんな今回の5年だけではそういう解決できない、そういう問題があるということ率直に私のほうにもお話をさせていただいた、この部分については、先ほど私のほうからも言いました、いろんな地方から上がっていく課題、この

中に、先ほど言いましたが、そういう問題があるんだということをいかにこの声を上げて上のほうに繋げていくか、ここが大事だなというふうに思っております。ですから、対策協議会というオール北海道の部分の中では、そういう声を吸い上げていかにその部分をワーキンググループでまた協議をして、そして課題解決に向けて国にこういうことを訴えてくる、北海道としてこういうことができる、地域でこういうことをやる、この3つが方向性を出しながら、このまず5年間っていうものがこれでね、終わらすっていかたちにはそれはならない部分ですので、なるべく声をあげて、そのものによってはもう少し外してもらおうとか、緩和するとか、いろんな方法ですね、地域の声も聞きながら、私は私なりに町村長として、その会に入りながら訴えられるところは訴えていきたいというふうに考えております。議員から貴重な御意見をいただきましたので、そういう声が上に届くように、その部分も含めて努力してまいりたいというふうに考えております。御理解願います。

○議長（富樫順悦） これをもって、柳谷議員の質問を終わります。

次に、3番田村議員、質問席へ着席願います。

3番田村議員。

○3番（田村陽子） 3番田村です。

2点質問させていただきたいと思います。

まず1点目です。町の将来を託す子どもへのワクチン接種はあらゆる情報提供をして、慎重になるべきことではないか。町長へお伺いいたします。

厚生労働省が5歳から11歳の子どものワクチン接種を勧奨しました。

町が提供している厚生労働省のホームページやリーフレットでは、いわゆるメリットといわれる部分だけで偏っており、それが本当にメリットになるのかの公平な科学的根拠は示されておりません。

12歳までの接種が今まで行われて、2回接種後、国の人口動態調査の死亡数の増大、接種後の死亡、重症者数、副反応を報告されている数字、さらに、因果関係不明として処理され、救済制度も機能せず苦しんでいる方々がいる現状、そのような日本の現状の中、首長として町の未来である子どもたちの健康と将来を想像し守る立場と思うのです。

健康な子どもたちへの接種は特に慎重になるべきではないでしょうか。

子どもが持つ本来の自然免疫力をどのように捉えておられるのでしょうか。

ワクチン接種のあらゆるリスク、現状の情報を収集し、町民へ提供することが足りているとお考えでしょうか。

子どもたちの未来を守るとはどう考えておられるかお聞かせください。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 田村議員の子どもへのワクチン接種に係る情報提供についての御質問にお答えをさせていただきます。

御質問のワクチンというのは、新型コロナウイルスワクチンのことと推測をしますが、厚生労働省では、1月21日にファイザー社製の新型コロナワクチンの使用を特例承認をされております。

その後、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、使用が了承されており、これを受けて、厚生労働省では3月の接種開始に向けて準備を進めているところでございます。

なお、これまでの議論の経過から、5歳から11歳へのワクチン接種については、予防接種法上の特例臨時接種に位置づけるものの、努力義務の規定を除外することとされたところでございます。

これらを受けて、本町といたしましては、今後、接種について保護者の意向を把握した上で、接種の日程調整などを行っていくことで、現在、検討をいたしております。

予防接種法では、予防接種の啓発・普及・研究開発、健康被害の予防、調査、有効性、安全性の向上については、国の責務となっており、専門家が分科会において何度も検討を重ねた上で、責任をもって今回の承認に至ったと理解しております。

また、厚生労働省のホームページでも、専門的な立場から各種検討をした資料、さらには一般の人でも分かりやすいパンフレットなどを公開しているところです。

したがって、町が独自にワクチンについて分析や検討を行うことは、この予防接種が法定受託事務であることを鑑みても、現実的ではないと考えております。

一方で、新型コロナワクチンに限った話ではありませんが、予防接種について不安や疑問がある場合については、かかりつけの医師や町の保健師が個別に相談を受ける体制をとっているほか、健康被害救済制度の調査委員を選任し、万が一の事態にも対応できるようにしております。

いずれにしても、接種努力義務はないとしても、市町村長は接種の勧奨を行うとしておりまして、接種の機会を確保することは、必要なことと考えております

ので、厚生労働省の資料などを基に、保護者に対して周知を行い、適切に判断をしていただけるように慎重に進めてまいりたいと考えております。

議員御質問、後段、健康な子どもたちへの接種は特に慎重になるべきではないかとのことですが、この点については、私も同感でございます。前段、答弁のとおり、保護者が十分検討の上、医師などとも相談した上でワクチン接種が行われるように進めてまいりたいと考えております。

また、子どもが持つ本来の自然免疫力についてどのように捉えているのかとの質問については、日本では1950年には約6%だった乳児の死亡率が、予防接種の普及、さらには環境衛生の進化、栄養状態の向上により、現在、約0.2%にまで減少してきた現実がございます。

自然免疫は必要かつ重要なものであると認識しておりますが、それだけで子どもの健康や生命は守ることができないことから、我々大人に知識と努力が求められていると考えております。

つづいて、ワクチン接種のあらゆるリスク、現状の情報を収集し、町民へ提供することが足りているのかとのことですが、先に答弁しておりますとおり、町が独自に調査研究を行うものではありませんので、最も正確で認知された情報である国や製薬会社が公開している資料を基に町民へ情報提供を行うことになり、これらの情報は、インターネットなどで誰でも見ることもできるほか、接種券にもパンフレットを同封するなど、検討資料の提供に努めているところでございます。

最後に、子どもたちの未来を守るとはどう考えているのかとのことですが、私は町長として、それ以上に大人として、子どもたちの健やかな成長、そして安心安全を守っていく責務があると常に認識をしているところでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大による直接・間接のリスクから守っていかねなければならないのは、我々大人の大切な役割であり、新型コロナワクチン接種も、その1つで、ワクチン接種のできない子どもたちを守るために、今まで大人のワクチン接種も推進し、協力いただいております。

この度の小児へのワクチン接種の目的の1つには、コロナ禍において、現在も続いている子どもたちへの厳しい日々への生活の制限、規制の緩和です。

子どもたちの成長と発達にとって極めて重要なごく当たり前の日常生活、これを取り戻すために、現在、関係機関の協力により、ワクチン接種及び感染対策を行っていることを御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 町長のお答えで何点かお聞きしたいと思います。

まず特例承認が厚生労働省でされて、法定事務として、事務処理としてやらなければならない、やること、打ちたい人には打ってもらうという体制を整えなければならないのはもちろん理解しています。ですが、今現在の蘭越町のホームページを拝見すると、本当に1枚きりで、詳しくは厚生労働省を見てくださいと、例えばこのリーフレットが出てくる、こういうものも接種券にもしかして入れているのかもしれませんが、まず1つ聞きたいのは、接種券の送付は一律配布をされる予定なのか、どうなのかということです。それが1つ、まずお聞きしたいのと、どうかたちで子どもさん、父兄にですね、事務として、対象者に町の事務として出されるのか、その方法と、あとホームページでは本当に1枚きりなんですよ。それを見てくださいとありますけれども、この中の細かいところまで読んでいくととって、とってエビデンスの欠けた説明になるというところまで、果たして地域の、町のお母さんたちがここまで読みとめることができるのかなというふうなことを、私はちょっと危険に思っています。例えば、こちらのワクチン、こちらのね、新型コロナワクチン、いわゆる今、子どもさんに打てるようになりましたというワクチンですけれども、この免疫ワクチンの効果ありますかというところでも、オミクロン株、今感染するオミクロン株、感染が拡大しているという、これを予防しようと言っているオミクロン株が出現する前のデータであり、5歳から11歳にこれが効くかどうかということのデータが1つも書いていないんですよ。ここのところ、こういう部分とか、あともう1つ、安全性のところですよ。厚生労働省が出しているリーフレットの中の痒みが出ました。例えば1%から10%は下痢とか発熱もあります。これだけを副反応として出している厚生労働省のこのリーフレットを町長は、子どもさん、お母さんたちの判断材料として適当だと思われるのかどうなのかということ。もう1つ、3番目に心筋への副作用というのが、12月3日に重篤な副反応として心筋炎、心膜炎が認定されているんですよ。これは12歳の、去年から10か月いろいろ接種が行われてきて1万回以上の、1億回以上の接種が行われた上で出てきた心筋炎とかそういうもの、若い世代のそういうものが重篤な副反応として認められているんですよという部分の説明も、それは安静によって自然回復しますとか、こういう厚生労働省のこれだけの説明で、町長は安全な判断材料がここから読み取ってもらえるとお思いなんではないでしょうか。ちょっとそこのところ2つ、まずお聞きしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行）　まず議員の御質問にお答えします。

まずワクチン接種については、法定受託事務ということについては御理解をいただいているというふうに、今の議員の答弁の部分の中で、私も理解させていただいたところです。その中で、このワクチン接種が町民にいかに関係する資料に基づいて打つ判断材料として足りているのか、そこが欠けているのではないかなというふうなことも、今の御質問の中でですね、感じているところでございますが、まず町としては、先ほど言ったように、法定受託事務の中ですから、国が出している資料を基にまず接種対象の方々に検討してもらって、その中で分からないこととか、そういうことがあれば、町の保健師、さらには担当、そういうところにお聞きくださいという、そういう部分で周知をかけないというふうな、全部いろんな書類をいっぱいそれを送付して、その中で理解してくださいと言っても、なかなか私は難しいのではないかなというふうに考えております。ですから、打つのはそれぞれの家庭で判断をしてもらいますが、そこに打つための情報としては国の出している資料、だけどそれだけでは判断できない部分については、繰り返しになりますが、いろんな部分で聞いていただければそこでお答えする、そういうような方法をまずとっていきいたいというふうに思っています。今、そのことについては、一律送付をするようなかたちを考えております。それと事務的にはどうなんですかという御質問でしたので、今後の進め方については、事務ですから、補足として担当課長のほうから若干、説明をさせたいと思います。いずれにしても、私は今回の5歳から11歳までのワクチン接種について、厚生労働省で認めたという方たちの中ですから、町としてはワクチンの協力、強制ではございません。そういう部分を周知して、判断していただいて、感染予防対策に努めてまいりたいというふうに考えております。補足は担当課長のほうから行います。

○議長（富樫順悦）　梅本健康推進課長。

○健康推進課長（梅本聖孝）　接種券につきまして、私のほうからお話させていただきます。5歳から11歳の部分につきましては、約220名程度いたというふうに認識しておりますけれども、こちらにつきましては、蘭越で打つとも限らない、蘭越だけで打つというふうに限らなかったものですから、接種券については一律に発送するというふうに進めたいと思っております。その中で日にちを決めずですね、申込みがあった、どのくらいあるかというのも私たちのほうでは判断できなかったものですから、申込みを受

けまして、具体的な日取りを決めて、また改めて御案内したいというふうに考えておりますので御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 努力義務がとりあえずないんですよ。この5歳から11歳のこれに関しては。まず一律送付ということは、事務的にはね、おそらく普通のことなのかもしれませんが、受け取った側、例えば本当に今、子どもさんに打たせようか、打ったほうがいいのかどうなのかって迷っている方たちには、役場から来たら、これはもう、何かもう打たなければならないものだっていう感覚、それは親として分からんではないという感覚のもとで私は今発言させていただいているんですけども、一律に来ると、みんなに行きますよね。保育所なり学校なりも。そこのところの任意、協力だとはいえ、義務はないとはいえ、一律に町から出すということに対しての、何と云うんでしょうか。無言の圧力というんですかね。そちらのほうにいく可能性もあるんですよ。これね、大人に関してはもう一切言いません。御自身で考えてくださいと、それでいいとは思いうんですよ。これ大前提で、いいですか、この国がいくら承認したといっても、国の承認自体も本当、実は怪しいのではないかと、なぜかと言うと特例承認の基準を満たしていないからです。これはね。国民の生命や健康に重大な影響を与える恐れがある疾病による健康被害の拡大を防止するため必要な医薬品であり、かつ当該薬品以外に適当な方法がないという1番目。2番目は医薬品の製造、販売承認に係る制度が日本と同等の水準にある外国において、販売や授与などが認められている医薬品ということなんですよ。これファイザーもモデルナもまだ治験中なんですよ。治験中でまだ本当にデータが揃っていないもの、それを日本ではもちろん検査、治験はされていないこういうもの、そして皆さんにお配りしたと思いますけれども、去年の接種以降、ありますよね。ワクチンの副反応疑い、こういう数、死亡者で1,474人、重篤副反応で6,454人、その中で39歳から12歳まではもう死亡で59人出ていますよね。重篤副反応は1,877人、これ10か月接種して分かったことなんですよ。去年始まった時に懸念していたこと、そのところでは出なかったデータですけども、今、日本の国内でこれだけの数が出てきている、これをいくら、また例えばね、コロナで、コロナウイルスで亡くなる人の数よりワクチン接種後で死亡している数、例えばこの資料で見ただけ

ば分かると思います。10代、10代未満というのは、まだ接種していませんからゼロですよ。死亡者数。コロナに関しては10代で4人死亡しています。これ4人のうちの3人は基礎疾患があって、1人は交通事故で亡くなった後に検査をしたら陽性だって、これがコロナ死亡者でカウントされた1人です。それで4人です。20代の29人、30代の87人、ところがワクチン接種後、いろいろあくまでも国に医師から報告されているアナフィラキシーショックなり、打った直後、もしくはその日、すごく短い期間での認められた死亡者、報告にあがってきたのが、10代が5人、20代で26人、30代で28人、重篤な副反応に関してはもう398人、10代。20代においては721人、30代においては758人、この若い世代にこの副反応というのはすごく出てきているっていうデータは、これはあくまでも厚生労働省の厚生科学審議会、予防接種ワクチン分科会の副反応検討部会、この資料です。これはもう厚生省が発表している数です。心筋炎とか心膜炎においては、もう男性、女性合計で175人ももう報告されているんです。だから12月3日にこれは副反応、重篤な副反応ですというふうに国も認めているんですよ。厚労省も。これをこういうデータがあるにも関わらず、この度、本当に私は国自体がその特例承認をしたって、しかもその特例承認の基準も満たしていないのにやっていること自体、そこは本当に国がおかしいと思っています。それを言われるがままに各自治体は、これをそのままこういう数字を町民に見せないで、お知らせしないで、自分で探してください、そんなスタンスで子どもの接種にいくというふうな首長でいいんでしょうか。私はここのデータを首長、町長自体はどのようにこの数字を捉えていますか。うちの町の子どもたちには出ないから大丈夫かなというかたちで捉えていらっしゃるのでしょうか。それでいればもっと大変なことだと思いますし、そこのところを聞かせてください。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 田村議員の御質問にお答えします。

議員がそういうお話をしても、これは厚生労働省の部分の中でワクチン接種を特例で承認したっていう事実は事実なんです。ですからその中で安全かつ、きちっと情報を提供しながら、私はワクチン接種に努めなければならない、そういう議員がおっしゃる部分については慎重にする、それは私も同感なんです。けども、資料も全部、これを全部出して、そういう部分

の中で判断しなさいって言うても、逆に保護者の方々は戸惑いがないですか。ですから、いろんな国から出ている資料の部分の中で、分からない、こういう不安がある、そういう場合はお問い合わせください。そういうようなことをもって最終的に打つか打たないか判断をしてもらおうと、これが私は行政の役割ではないかなというふうに考えておりますので、御理解を願います。圧力をかけているとか、そういうようなことを一切していないことを御理解ください。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 圧力をかけているつもりではなくても、受け取る側、これっていじめと同じですよ。いじめているという言葉ではないですよ。これは言葉の今の例えですけども、受け取る側のほうの今の言葉に関してはですね。それを受け取る側が圧に感じるのではないのでしょうかということなので、感じないという言葉、御返答だと受け取って良いんでしょうかね。そこは後でまた教えてください。

この国が言っていることをそれをそのまま地方自治体がするというのは、そこは、例えばさっきの接種券の一律配布ですけれども、これはこの間の3月1日に衆議院の予算の審議会で厚生労働大臣があくまでも自治体の判断ですと、その後には事務として、法定事務としてやってほしいですけれども、最終的には自治体の判断ですとおっしゃってましたので、そこに関して、別に必ず一律送付がしなければならぬということではないということは、安心していただければいいと思います。後藤大臣がこうやっておっしゃってましたので、そこに関しては、自治体の裁量も認めてくれているということをお伝えしておきます。問題なのは、例えば、各自治体での、全国の自治体での、例えを出しますけど、泉大津市の市長さんなんかは、もちろん首長として打ちたいという方には提供する場を設置する、それはやります。もちろん。けども、この今のオミクロン株に対してこのワクチンは効かないっていう、効くものではないっていうエビデンスが無い状態、罹患しても死亡者数、重症者化は子どもたちはしませんよというデータ、これもあくまでも厚生労働省のデータ、致死率は0.00です。でも重症化率に至っては0.005です。コロナウイルスにかかっても。これはなぜかって言ったら、変異して、コロナウイルス自体が感染力は強いけど弱毒しているからですよ。そういうふうなことが今分かってきているっていうことの情報、皆さ

んもう少しとらなきゃだめだなって私は思っております。それを踏まえた上で、重篤な副反応、ましてその副反応で救済されない、国が認めないっていう、なかなか原因がね、一致しない、ワクチンが原因だかどうか分かりませんと処理される、そういうものが延々と続くようなこのワクチンを子どもたちにできたらもうちょっと待ってみませんかということは、首長としては、考えがそこへ行けばですよ。泉大津市の市長なんかは、もうやはりそこは子どもの未来のマイナス、薬害になるかもしれない、家族もそれで本当に辛い思いをするかもしれないっていうのがいっぱい見ている中で、首長として市民にこういう情報を提供するという選択をしている全国の首長さんもいらっしゃるんですよ。だから、私、この蘭越の町の町長にはそこまで本当にこのデータをしっかり見て、これは本当に子どもたちに必要なのかなどうなのかなっていうところのちょっと考えまでいっていただいて、例えば、この子どもコロナプラットフォームっていうね、同じようにやっぱりいろんな厚生労働省と同じくね、子どもの絵書いて、リーフレットですけども、こういういろんな情報が入ったサイトを厚労省の下にはつけておく、それだけでもそのお母さんたちなり、保護者なりがそこも見ることが出来ますよね。厚労省のあれだけでは、私は不足だと思っているんです。今日、私は、子どもたちへの接種、それに対する情報力の無さ、提供の少なさ、当初から専門家でも意見が二分されているもの、その片方の、もう片方の情報も町として提供するという事は、至極もったいなことだと私は考えているんですけれども、そここのところのホームページへの子どもプラットフォームなり、いろんなそういう情報、アクセスできるところをはつける、それだけでも私はやってくれるというお答えをいただきたいと思っております。それはなぜかと言ったら、お母さんたちに、保護者の方に、提供、情報提供としてやらなきゃならないことだからです。

さて、町長、子どもたちへの未来を、もちろん大人として、町の将来の宝、子どもたちを守りたいっていうのはみんな一緒だと思うんですよ。これも本当に自分だけがそう思っているって、もちろん思っていないです。みんな子どもたちを守りたいと思うから良かれと思って、これが良いと思ってされている、進んでいるのかもしれないですけど、そこに今、これだけの今まで出てきてデータを突き合わせて、もう一度、町としてしっかりそれを子どもたちに本当に必要なのかわかっていう検討をしたのかどうなのかわかることはないのか。そして今、焦って打たなくても、焦って打たなくてもいいというかね、もう少しこれを見て、もうちょっと見てくださいっていう情

報提供できるのかどうなのか、そこのところ、ちょっともう一度、お願いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 田村議員の御質問にお答えします。

いろんな部分の中で議論噛み合わない部分があるというのは、私も承知の上で、私なりに首長としてやるべきことの答弁をさせていただいているつもりです。ですから、情報が足りない、今、議員が出されたパンフレット、それが公的なパンフレットなのかどうか、それは私はちょっとそこまで見ておりませんので、そういう参考となる公的、国が関係機関も含めて出しているパンフレットをもっと町民に周知をかけながら、そして参考とすべきでないかというような部分はですね、私はもう少し慎重に行うよう、その部分からいったらいろんな方法はあるのではないかなと思ってます。ただ、今、保護者の中では打ちたい、そういう方々がいるんですよ。慎重になるべきではないかという部分もあるんですが、いつから打てるんですかっていう問い合わせもあるんです。ですから、首長としては打てと言うわけではございません。それはあくまでも、今回、5歳から11歳については、その部分で親がきちっと判断をして、打ちたいと言う方々に対して、町がワクチンを接種する、この考え方は変わってないんです。そこで打つために、これはどうなんですかとか、いろんな疑問がある場合については、先ほどから何回も答弁していますが、担当である保健師含めて、専門の方の話をきちっと聞かせて、その中で判断をしてもらうというのが一番良いのではないかなと思ってます。議員がおっしゃっているいろんなそのものを貼り付ける、何貼りつける、そういうことももしかしたら効果はあるかもしれないですが、本当に打つか打たないか、そういうのを迷っている方に対しては、町は強制もしませんし、そこの中で判断をしていただくためにどうかたちで迷っているんですか、そういうようなかたちをお聞きして、その中できちっと対応をとれる、そういうことはしてまいりたいというふうに考えております。それが今、私どもが行える、私の首長として、責任ではないかなというふうに考えている次第です。そして、それと併せて、大人として子どもを守る、その部分については、いろんな守り方があると思いますが、今、コロナというそういう世界中が感染になっている、その感染をいち早く収束させる。これは議員も理解していただけたらと思いますが、大人がしなければならぬんです。

そのために、子どもたちにもいろんな影響が出ないようにですね、努力している、その気持ちだけは変わらないということを御理解願います。以上です。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 首長として事務的な手続きでやるということだというふうに捉えました。これ正直、もう薬害レベル、この後いったら必ずたくさん薬害訴訟とかそういうふうに出てくるような数に、既にもうなっているんですね。これをそこまで、あくまでもこれを首長として町民に打つという、提供をするという情報の中でそれもお知らせができない、首長としてやってらっしゃる、御自身でやらなきゃならないことをやっているというふうなお答えなんですけれども、ワクチンで感染予防、拡大というのはもうできないという、今、数出てきているんですね。出てきますよね。皆さん、2回も打って、3回目を打つかたちになっているかもしれないですし、マスクも一生懸命みんなつけてきてもらって、それでもこれだけ感染しているということは、拡大するということは、そもそも感染ということ自体の検査で陽性イコール感染というかたちでとられている時点では、話の中では、感染者数は上がっていく、この数は下がらない限り収束にならない。そういうトリックになっていると思ってますので、町長自体は、今回、そこまでの私がお聞きした部分で、そこ以上やるつもりはないというふうな御答弁だと思って聞きました。収束させる、町長のお考えになるその収束というのはどのあたりなのか、最後、お聞きしたいと思ってます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 先ほど、私、答弁の部分の中で、今の子どもたちが日常を取り戻す、実は、ごく当たり前の日常生活ができる、そういうふうな部分を行うためには、コロナ対策をきちっとしなかったらならないということを行っているわけです。ですから、収束というのは、一人もそのコロナを出さないという部分ではなく、感染対策をきちっとして、そしてある程度、そういう効果が出て、子どもたちが今、苦しい思いをしながらマスクをしている、そういう部分の中から、きちっと解放される。そして各施設についても、そういう中からきちっと、今、大変な努力をしている、そういうものがなくなる、それが私は収束というふうに考えております。それと、議員がお

っしゃっている、私はやってくれないというふうなことをおっしゃいましたが、私はやらないとは言っていません。コロナの今回のワクチンに対して、子どもたちに不安を持っている保護者の部分については、いろんな部分の中で対応していかなかったらならないという考え方は持っています。ですが、それを全部、ただ文書を出して、そこで読めとか、そういうようなことよりは、疑問がある、不安がある、そういう部分については、うちの保健師も含めながらですね、その中で対応していく、そういう姿勢のほうが、私は大切なのではないかなというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 日常を取り戻すのは、データをちゃんと分析すれば、日常に、取り戻せれると思っています。それはもう、いわゆる本当に二分してます。もちろん。専門家たちもね。だけど、どうして二分しているかなっていうところとか、本当に町長自体がこのコロナについて、コロナウイルスは今これだけ感染している、感染力が強いというのは、弱毒化しているんだとか、そういう認識になっていただけない限り、この話がいけない、続かないんだなということもちょっと分かりましたし、お母さんたちが不安に思っているという声を届きやすいような場所を作ってください。場面を作ってください。機会を作ってください。例えば、町長が、町長だけじゃないですけどね、不安に思っている方たち、ここにちょっと相談会しますよとか、町で相談会しますよとか、そういうかたちをとることも可能ですよね。そういうことを、動きをしっかりとやって、お母さんたちの不安も聞いて、そしてこういう情報ありますよと、いろんな情報提供していくというのが行政の役割だと思います。そのこのところの動きをやることは、首長としての責務かと思っておりますので、そのこのところをやっていただきたいなと思っています。これは後ほど、本当に町が国と一緒に接種をしていくということは、それなりの責任があるということをお申し上げまして、私の1つ目の質問は終わりたいと思います。

○議長（富樫順悦） 答弁いいですね。

ここで15分間、休憩したいと思いますので、2項目の質問は、休憩後に再開いたします。

ここで15分間、休憩いたします。
再開は14時30分といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 3番田村議員、2項目の質問へ移ってください。
3番田村議員。

○3番（田村陽子） はい。3番田村です。

2つ目の質問をさせていただきます。

先ほどのことといろいろ関連もあるかと思いますが、子どもたちへのマスク着用の弊害を知り、町単独の任意モードへのチェンジをということで、御質問させていただきます。

子どもとは新鮮な空気を吸って走り回り、人・動物・土・水・空気中の様々なウイルスや菌に触れ、取り込みながら身体を鍛えていくものだと、日本人は、子どもは風の子という言葉があるように、経験から子育てをしてきました。

今のマスクの常時着用は、酸素欠乏や逆に不清潔な呼気を吸うこととなり、様々な弊害が報告されています。また、不織布マスクは石油から生産されていて、健康への害もあるのです。

幼児は表情の未発達、小学生から高校生の学習する子どもたちも、脳への酸素が不足、学習・体育などへの影響も出ているという実態もあります。

町の各学校や保育所の子どもの現状をどう捉えているのでしょうか。

子どもたちへの学習・保育の場での半強制的なマスク着用は、自然の理に反しており、心と身体への負担となっていると多くの保護者から聞かれます。

子どもファーストの視点で、発達と健康を重視した任意モードへとチェンジしてのびのびとした教育環境にする必要があると考えます。

町長のお考えをお聞かせください。

○町長（金秀行） 田村議員の子どもたちへのマスク着用の弊害を知り、町独自の任意モードへチェンジ
についての御質問にお答えします。

1点目の各学校や保育所での子どもたちの現状をどう捉えているのでしょうか

との御質問ですが、保育所の乳幼児に対するマスク着用の取扱いは、厚生労働省による新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインの指示どおり行われており、特に、2歳以下の乳幼児は、マスク着用による体調不良、息苦しさを訴えることや自分で外すことが困難であるため、着用は推奨されておられません。

また、3歳以上であっても、保護者や保育士が体調等、十分注意をした上で着用させることとなっております。

本町の保育所においては、国のガイドラインを参考に、独自の感染マニュアルを作成し、保育に当たっているところであり、強制的にマスクの着用をさせるといったことはしていません。

小中学校では、文部科学省が作った衛生管理マニュアルに従って行っており、学校教育活動において、身体的な距離が十分とされない場合は、マスクを着用することとされています。

距離は2メートル、最低でも1メートルとしており、十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ございません。

また、活動内容や児童生徒の様子を踏まえ、例えば、熱中症のリスクのある時、体育の授業など激しい運動を行う時、児童生徒が息苦しく感じた時などは、身体的に距離をとりながら外すよう指導することになっております。

次に、子どもたちへの学習・保育の場での半強制的なマスクの着用は、自然の理に反しており、心と身体への負担となっているとの御指摘ですが、保育所では、2月に昆布及び蘭越の各保育所で感染者が確認され、閉所及び家庭での保育をお願いし、保護者に感染拡大防止の御協力をいただいたところでございます。

しかし、保育所に預ける家庭は共働き、ひとり親家庭もいることから、保育所の閉所、または家庭保育の協力により、長期にわたり就労できない状況となれば、各御家庭への経済的影響も心配されているところです。

町としては、そのような影響が出ないよう感染を抑えるためにも、予防策の1つとして、状況に応じたマスクの着用は必要であると考えており、マスク着用に関する苦情はないことを担当より確認をいたしております。

小中学校では、変異したオミクロン株による感染が発生している状況に対して、学校を閉鎖せずに維持することが求められている中で、マスクの着用が感染を低減する方法の1つとされており、保護者からも理解を得られていると考えております。

子どもファーストの視点で、発達と健康を重視した任意モードへチャレンジしてのびのびとした教育環境にする必要があるとの御指摘ですが、保育所では、子どもの成長に影響がないことが重要であり、マスク着用には慎重な対応を心掛け

るよう指示をしているところであります。

小中学校では、文科省のマニュアルどおり、身体的な距離がとれない場合は、マスクの着用をお願いしますが、児童生徒の健康を最優先し、臨機応変にマスクを脱着しながら、感染の予防に取り組んでまいりたいと考えております。

子どもは風の子、まさにそのとおりで、マスクなどせずに元気に勉強したり、遊んだり様々な活動することが本来の姿だと思います。

しかし、現状は、自粛生活や行事イベントの中止など様々な制約を受け、マスクの着用など窮屈な思いをしており、心と体を大きく成長させる大切な時期に、大変残念な状況にあると思っております。

この弊害を改善するには、コロナ感染症を収束させるほかなく、皆さんとこの難局を乗り越えて、収束させる努力をすることが私たち大人、そして行政の使命であると考えております。

今年に入り、新型コロナウイルスの感染者は、本町においても増えております。連日、北海道から感染状況について報告を受けております。

そのような中で、保育所、幼稚園、各小中学校において、施設の休園・休校やクラスターの発症をさせないように、児童や生徒に細心の注意を行い、対応している現場を私も確認しますと、感謝と敬意を表する次第です。

そのようなことから、新型コロナウイルス感染対策として、マスクを使っていかなければ、収束への道は見いだせないと考えておりますので御理解を願います。以上です。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） はい。先ほどのワクチンと同じなんですけれども、まずこのマスクで感染を防止するということができるという科学的なデータとか検証ありますか。私は厚労省からのいろんなところを探しても、探しても、マスクでは飛沫は止めれますけれども、防ぐ効果は期待できない、リーフレットですよ。マスクは症状のあるくしゃみとか咳がある人がすることが重要、エチケットレベルということ。無症状の場合の推奨の記述はない。厚労省に関しては、このようにいろんな何種類かのね、情報、リーフレットなりQ&Aなりありますけれども、マスクは感染予防の対策だっというふうなことで、皆さん今、ずっともう2年半ぐらいされてますけれども、それも科学的な根拠とかそういうものは一切ないんですよ。厚労省もそれは言っています。厚労省のQ&A、マスク、消毒に関するもの、ホームページからですけれども、このマスク、不織布マスクが最も高い

とか、特にこういうふうなことの状況を書いているんですけども、このマスクが、御存じですか。このサージカルマスク、現場の医師、医師の現場ですね、使われるサージカルマスクでさえ、その穴は5マイクロメートルです。花粉は20から40だから、花粉症の時にマスクをするのは皆さん、今までもされてきてましたし、効果はやっぱりあるんですよ。5マイクロメートルのところに花粉が入れないから、通らないから。だからみんな花粉症の時期には皆さん花粉飛ぶ前からマスクをされて今までもきたと思います。飛沫、唾、それも大体5マイクロメートル、だから穴と同じくらいな穴なので、飛沫もまあ止まるかもしれないし、もしくはちょっと飛ぶかもしれない。その細菌、1マイクロメートルの、マスクの穴なんか全然関係なく普通に、普通にですよ、お話しなくたって、普通に行き来、マスクで行き来しちゃうんですよ。ウイルスに関しては、0.02から0.1。これが花粉飛沫、最近ウイルスの大きさであり、マスクの、サージカルマスクですよ。医師の、現場の医師のマスクでさえ、そんな状態でマスクでは感染は防げないというのが、もう皆さん常識的な話なんですよ。それを子どもが体を発達、これからちょっとお話していきますけれども、そちらのほうの弊害が出る、出てる中で、それをつけることのマイナスっていうかね、それをちょっと御確認いただきたいのと、御存じかどうか、そこのところちょっと言わせていただきます。マスクの素材、今の穴のありましたけれども、マスクの素材、不織布マスクが良いというふうに言ってますけれども、これは布ではないです。紙とか布でもない、今、皆さん、私もこれ使い捨て、仕方なくやりますけれども、それは原材料にポリプロピレン、ポリエチレンの石油なんですよ。地中に埋めても土にかえるのに450年かかる。海洋の投棄も増えている。とってもとってあれだけ使い捨てやめましょうって言ってた時代があっという間にまた戻って、本当に使い捨てのこの体に悪い、このマスクを良いと厚労省は言っているんです。これ自体に本当に厚労省自体ちょっとおかしいなと思いますけどね。ここね。そういう素材である、マスクの穴である、マスク、厚労省も一応、無症状の人の推奨はしない、していない。こういうものなんだってということの認識はまずありますか。どうですか。そこのところをお聞かせください。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 議員の御質問にお答えします。

私にも反問権がございますので、今、議員がおっしゃったその部分について、逆に私も確認をさせていただきたい。マスクをしなくていいっていうのは、どこ

に書いてあって、国がどういうふうに推奨をしているのか。それと、不織布マスクにそれだけ今、弊害があるといわれているのに、どうして議員はその不織布を使っているのか。それだけマスクが効果がないというのであればですよ、効果がないというのであれば、マスクはしなければいいんじゃないですか。それをしているのはなぜか。私は、今、マスクというものは感染対策、コロナ禍の中では、国が必要であるというふうに言っているんですよ。それをしなくてもいいと町村長が言えますか。私の立場として。そういうふうにはならないと思いますよ。いろんな先ほど、議員が、いろんな数値、データの部分の中で効果がない、そういうような話をされているかもしれないけども、今の国の中で感染対策、さらにはそれを抑えるためにはマスクをしてください、協力してくださいということを国が言っている以上ですね、それは町村長として、町民の皆さんに協力をする、してもらおう、それが役目だというふうに思っております。それと、各施設です。各施設において、どれだけいろんな管理者含めて苦労されているか、確認をされておりますか。昨年の総務常任委員会の中で、確認を、現場をされていたと思いますが、それから今、連日にわたって感染が各学校なんかでも出ているんですよ。それを抑える方法というの中で、教職員をはじめ努力している、そのような部分を、子どもたちにも窮屈だけどなんとかマスクをして、そして感染者を増やさない、そういう努力というものをしているということも、是非、理解して、私はした部分の中で議員がどう考えているのか、そういうことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） マスクについての厚労省の見解はリーフレットを見ていただければ、厚労省のほうのリーフレットを見ていただければ書いてあります。後ほど確認させてください。それとマスクをしているのはなぜか。忖度マスクです。はっきり言います。私はこちらのほうは忖度、議場でマスクをしていない、なんかそうやってマスクをしないでマスクしろ、マスクしないでって問題になっている議会もありますけども、そういうことはしたくありません。あえて問題を大きくするつもりでもありません。それなので、役所に入る、お店に入る時、一応そういう所はマスクはしています。これはあくまでも、私の中では、いろんな情報、データで分析した中で、意味がないよ、意味があるのかな、意味ないよなって忖度マスクとして、これは議場でやってます。それと、とってもとって、これ、布マスクは確かに、喋る

時に、私、布マスクをしません。なぜかと言ったら、今日、これ今、取っていいとおっしゃってくださったので取りましたけれども、布のマスクで喋ると、どうしても聞きづらい、喋りづらい、聞きづらい、そういうことがあるので、こうやってお話する時は、こっちの不織布マスクを嫌々つけてます。

各施設において、この感染症を拡大させないということでの皆さんの職員の御苦労とかも、それはもちろん重々承知しております。その以前の感染の、本来、今の感染症は本当に子どもたちなり、大人たちがかかった時に、そこまでの重症化になるのか、死亡までいくのか、そういうところのデータを分析したら、今のオミクロン株に関しては、そこまですることもないんじゃないかという、私の意見ではなくて、私は国が推奨する専門家でないほうの意見に賛同して、いろいろ情報をこうやってお話させていただいているということです。逆にマスクをつけて、感染を今、抑えられているのでしょうか。今までいろいろやられている中で、これだけ感染が増えている、今、みんなやっています。みんなされています。そんな中で、じゃあ感染をこのマスクをすることで抑えられているんですかという検証はされていますか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 議員の部分にお答えします。

まず、マスクをするかどうか検証をされていますかということは、国のデータが示しております。マスクをすることによって効果がある。それは相手の部分の飛沫というか、それを防ぐのと、相手に対して自分が話す、そういう部分についてもリスクあるわけです。それを防ぐという意味でマスクは効果があるということは、きちっと厚労省の部分の中で謳われておりますので、私は効果があるというふうに思っております。その中で議員は、私が聞きたいのは、なぜ不織布をそれだけ否定をしているのに、不織布のマスクをするのかって言うことを聞きたかったんです。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） ここに来るのは、喋りづらい、いつもは布マスクをしております。けど布マスクではこうするとどうしても喋りがもごもごしちゃうので、聞きづらいし、喋りにくいので、こちらを今、こうやって議会に来る時には使いますという説明が答えなんですけれども、それではいけ

ませんか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） わかりました。

そういう議会の時だけ不織布を使っているということで、今、答弁をいただきました。それと、先ほど常識という言葉がされましたが、マスクをしないのが常識というようなことは、私はあり得ないのではないかなというふうに考えております。今、いろんなコロナの対策の部分の中で、皆さんがどれだけこの感染対策、そのコロナを収束させようというような現場の部分では、私は、是非、見てももらいたい。その中で無理をしない中でマスクをさせている、そういうような状況も、お話も、私は是非、伺ってほしいというふうに思うんです。その中でさらに子どもたちにいろんなマスクの弊害がありますから、その状況に応じてきちっと、先生方をはじめですね、対応している、そこを是非、見てほしいんです。今は、その中でもせざるを得ないんです。そういう状況にある。そこを議員には私はなぜ理解してもらえないのかというのですね、非常に私は残念に思っております。以上です。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 今、これの私の今日の本来のところは、マスク、子どもたちへのマスクをなんとか、意識としてね、現場でなんとかこう、子どもたちの環境を整えてやりたいという思いで、今、喋ってますので、質問ですか。ごめんなさい。今、聞かれたこと。ちょっとごめんなさい。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 私の思いとしては、議員がマスクをしなくてもいいというそういうような、子どもに対してですね、そういうような、マスクをしないで、環境を整えて、すべきであるというのは、今現在はこういう状況だから、私は無理なんだというふうに理解してほしいんです。それは現場を見て、どういうような状況の中で、今、先生方をはじめ、子どもたちが窮屈な状況で授業をやったりとか、感染しないためにみんな努力をしているんですよ。そういうことを是非、見てもらって、それでもすべきではないとい

うかたちであれば、私はそれに対して再度、議員といろいろな部分で議論をしたいというふうに思っております。ですから、今の議員からの質問、そういう部分に対しては、私としてはマスクをすべきだという考え方でおりますので、御理解をお願いします。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 現状の分析自体は、認識が多分違いますので、その話が噛み合わないのも、私も重々承知してやっています。まず、この弊害を、私はこの皆さんに、町長は弊害分かっているとおっしゃってましたが、ちょっと確認の意味で、あともう一つ、学校なり保護者からのマスクへの苦情はないというふうにおっしゃったんですけれども、私は個人的に学校に相談しに行ったというお母さんたちの話も聞きますし、なんとかならないかという話も聞いてます。聞くので、私は自分の思い、同じく、今の子どもたちにとって、このマスクはどれだけ弊害があるかということ、皆さんと共有した上で、なんとかその今の感染状況、感染状況、感染を抑えるって言うけれども、先ほどのワクチンの時にも言いましたけども、オミクロン株で亡くなった子どもたちが少ない、ほぼほぼいないそういう状況で、このマスクを教育現場なり保育現場でやることの意味というか、意義を見出せないんですよね。例えば、幼児、未就学児の弊害、東京都の大田区のクリニック、子どもクリニックなんかは、0歳から2歳は、今のところはまだもちろんしていません。ですからちょっと発達の中でお話しますと、周囲との交流が子どもたちは欠かせない、子どもの人格の基礎を形成する時にはもう顔とか、口も何もかも全部見えた状態、例えば先生ですよね、子どもさんが2歳、やらないにしても、先生がこのマスクをしていることによって、子どものそういう、先生を見る、顔を表情を見る、そういう発達の時期に大切な時期にそれが阻害される、そういうこともちゃんと子どものクリニックの先生たちはおっしゃってます。周囲の大人たちが守らなきゃ、マスクをしている、これって一見、良さそうに聞こえますけれども、子どもにとったら周囲の大人の顔、表情ってすごく大事なんです。真似るから。小さい子どもは小さいほど大人の真似をして発達して、覚えていくんです。それを先生も親も、大人の都合で、大人の見解、大人の感覚で、感染防止するから、それによって、その子の発達の大事な時を、一番情報を得なきゃならない、親の顔から、先生の顔から、周りの近所の大人の顔から得なきゃならない、そういう時期

に、このマスクがどれだけの弊害か、口元が見えない、表情が見えない、真似る学習、コミュニケーションがとれない、笑顔が減る。だって分からないですよ。真似できないから。言葉が遅れる、反応が薄い、無表情

○議長（富樫順悦） 田村議員。田村議員。

○3番（田村陽子） はい。

○議長（富樫順悦） 個人の意見を言うのはやめて、要点まとめてください。

○3番（田村陽子） 個人の意見ではありません。

○議長（富樫順悦） 何を聞きたいのか。

○3番（田村陽子） 弊害を

○議長（富樫順悦） それはあなたの考えですよ。

○3番（田村陽子） 違います。

議長、それは今、どうして私を遮断するんですか。

これは

○議長（富樫順悦） あなたの意見を述べる場ではないんですから。

○3番（田村陽子） データとして

○議長（富樫順悦） 何を聞きたいのか要点をまとめて聞いてください。

○3番（田村陽子） 町長並びに皆さんに、弊害を共有するんです。

○議長（富樫順悦） 認めません。

きちっと質問の要点をまとめて聞いてください。

○3番（田村陽子） ですから、弊害を

○議長（富樫順悦） あなたの意見を聞いている場ではないんですから。

○3番（田村陽子） 議長、おかしいですよ。

○議長（富樫順悦） 質問やめますか。それを

○3番（田村陽子） やめません。

○議長（富樫順悦） だったらきちっと要点をまとめて質問してください。
それはあなたの意見を、今、述べているだけです。

○3番（田村陽子） 幼児の弊害、小中の弊害、口呼吸になる、こういうこと、吐いた呼吸が雑菌と繁殖して入ってくる、これを子どもたちが今、もうちょっと我慢してね、我慢してねっていう大人の状況で強いられているんですよ。2年ぐらい。こういうことを分かった上で、あくまでも感染力があって弱毒化している、この感染、今の状況を抑えるために、学校、保育現場、合唱ができなかったり、スポーツ少年団への影響があったり、節目の行事がなくなったり、その例えば式典とかね、入場規制されたり、おじいちゃん、おばあちゃんはいれませんよとか、子どもたちの一番大事な成長を阻害するということの認識の上でやって、どうしてもやってしまう、やらざるを得ないとおっしゃるということ自体にすごくそれはもう合理性を見出せないんですよ。町長もおっしゃいました。先ほどでも。子どもたちがのびのびと、のびのびとしたそういう環境、そういう環境に早くやってあげたいと、それはもう、本当に町長も、教育長もみんな町の人たち、みんなそう思っていると思うんですよ。ですが、その今の状況を、データの分析状況、町長の考えだけではいつまでたっても、それは本当にやってくるのかというところの、先が見えない状況で子どもたちがもう、春にもう卒業してしまいます。高校生は卒業してしまいました。町長の感染に対する意識、考え方にもう少し今の現状を理解していただける余地がないのか、そういう理解していただきたい。そして子どもたちに学校の現場ではマスクはちょっと外してもいいんじゃないかという判断まで、政治的判断までいっていただきたい、そういうふうな質問なんですけれども、そちらのほうよろしくお願いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 議員の質問にお答えします。

議員、私はマスクを強制的に各施設でやっているということは言ってませんよ。それぞれの状況に応じて、先生方が子どもたちの体調等も判断しながら対応しているということです。それと、今、議員がおっしゃっている、そのことなるように、今、みんな努力しているってということなんですよ。議員がおっしゃっているマスクを外して、それでコロナが収束しますか。私は逆にそこを聞きたいんです。今、各施設において感染者出てます。その出ている、それを防ぐのをマスクを外して、それで授業をやらせてその中で治りますかっていうか、それが当たり前だと思いますか。私はそこがですね、ちょっと食い違う部分があります。子どもたちは、やはり大人がきちっと守っていかなくちゃならないと、私はさっき答弁をさせていただきました。子どもがいち早くですね、普通の生活に戻る、マスクを外していつもどおりの生活に戻る、それはさっき言った、田村議員のこの顔が見えないなんだ、それをいち早く行うために、今、みんなで努力してやっているんじゃないですか。それを外したからって感染の収束になるとは私は思えないんですよ。ですから、みんな、今、苦勞してマスクをしながらですね、感染対策に努めて1日も早く収束させる。それをなぜ理解していただけないのか、そこがですね、私は田村議員がおっしゃっていることを目指そうと思って、私も今、やっているんですよ。ですが、今、現状を考えた時にですよ、現場でどれだけ先生方を含めてですね、子どもたちに神経を使いながら授業を行っているのか。体育の時とか、そういうのは外してます。さらに保育所では午睡の時は外してます。そういうきちっとマニュアルを作りながら、全部マスクをさせているというかたちではないんです。そういうふうなやり方をしながら努力して、収束に向けてやっているということ、どうして、私は認めてくれないのかっていうところが残念でなりません。以上です。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 大人が守るという方向が、町長がおっしゃる大人が守るということと、私が守るのは、その今の子どもたちなんかは、今の子どもたちは今しかないんですよね。この2年終わったのは、2年しかないんですよね。もう過ぎてしまった2年はもう取り戻せない2年なんですよね。そこ

へ今の、この現状とおっしゃってますけれども、現状との、これは町長の考えと私の目指すところ、コロナに対する考え方の差なので、それはどうして分かってくれないんでしょうかとおっしゃりますけども、私もどうして分かってくださらないんでしょうかということで、水掛け論になってしまうと思うので、これに対しては、今日これで終わりますけれども、現場の先生たちが、いろいろ子どもの状況を見て、一生懸命されているのはもちろん重々分かった上です。ですが、子どもたち自身の、子どもの立場に立った、例えば黙食とかね、よく給食で黙食しなさいとおっしゃいますけど、じゃあ大人の皆さん黙食しているんですかって。子どもたちに言うけど、皆さんやっているんですかと、そういうところの話にももちろんなってくるんですよ。でも、今、これはあくまでも1つの例ですけれども。目標は、本当に子どもたちはもちろん、一番のびのびと学校生活、大事な保育の発達する時期、その子どもたちに今しかないこの時期にきっちり、今しかないことを経験させるのが大人の、私は責任だと思っているんですよ。そのためのデータがいろいろ、オミクロン株は大丈夫じゃないかと、感染力は強いけども、症状は死ぬ子もいないし、重症化しないのではないかというデータがいろいろある中でいろいろな検討を、今後、町としてもしっかり見ていって、取り入れるところは取り入れて、できるところは緩くしていただきたい。それで私は閉めます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 御質問にお答えします。

何回も繰り返しますが、子どもたちの今、未来というのは、やはり、私たちがきちっと作っていかなかったらならないんですよ。今しかない、その今しかない部分を、私はマスクを外して、子どもたちが自由に、そういう生活ができることを、大人がそれを認めるというわけにはなかなかいかないと思います。コロナの感染というものを、やはり子どもたちも今なっているんですよ。その中でマスクをしない、その中で学校も学級も、そういうふうになると閉鎖なり、いろんな状況が出てくるんですよ。そういうことも考えながら、今、現場では一生懸命やっている。今しかないから、議員の言う、これは組み合わせないかもしれませんが、私はそのために、マスクは、今は絶対必要だと、そういう考え方を持っていますので、御理解願います。

○3番（田村陽子） 終わります。

○議長（富樫順悦） これをもって、田村議員の質問を終わります。

次に、二次の一般質問を行います。

1番淀谷議員、質問席へ着席願います。

1番淀谷議員。

○1番（淀谷融） 1番淀谷です。

私のほうから2点ほど質問させていただきたいと思います。

まず1点目でございます。介護サービスの取り組みについてでございます。

町長は、執行方針の中で、介護人材不足に備え、安定した介護サービス提供体制を整えるため、高齢者生活福祉センターめなで実施しているデイサービス事業をこんぶに統合すると述べられました。

これまで通い慣れた事業所が変わることにより、サービスを利用されていた高齢者やその家族の方々が希望に即した介護サービスが受けられなくなるのではないかと、また、これからサービスを受けたくても不安を感じて受けられなくなるのではないかと懸念をしているところであります。

そこで、各関係機関等と議論を進め、今回統合する結論に至ったと思いますが、その経過についてお聞かせください。

また、町として、どの程度の介護人材が不足していると把握されているのか、今後、どの程度、介護人材が必要であると考えておられるのかお尋ねいたします。

今後の介護人材の確保と介護サービスをどのように取り組んでいくのか、基本的な考え方についてお尋ねいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の介護サービスの取り組みについての御質問にお答えします。

本町では、平成4年から、デイサービス事業を実施し、高齢者の健康と在宅介護の支援に努めてまいりましたが、昨今の介護人材の不足が本町においても深刻化しつつあり、安定した介護サービスを提供する体制を整えるために、令和4年4月から高齢者生活福祉センターめなで実施しておりました、通所介護事業をこ

んぶに集約することとし、これにより、通所時間は多少延びるとも、祝祭日や土曜日にサービスを提供することも可能になるものでございます。

さて、御質問のありました、今回の統合に至る経過でございますが、平成28年12月に蘭越町公共施設等総合管理計画が策定されたことを受けまして、計画にある統合や廃止の推進方針により、担当課内で検討を行い、令和元年5月にセンターめなとこんぶのあり方について、検討を進めていくことといたしました。

その中で、デイサービスのおかれている現状について、利用者からは祝日の関係で、特に月曜日の利用回数が制限される旨の指摘があったほか、職員からは、職員不足により、十分に目が行き届かず、利用者の転倒や事故などの懸念があるとの課題が提起をされたところでございます。

その矢先、令和2年5月に、めなでデイサービス利用中の利用者がけがをされた事故が発生したこともあり、令和3年9月までに統合についての方向性をまとめ、同年11月29日に議員全員協議会で統合案を説明し、12月7日には、目名地区住みよいまちづくり協議会の役員会で説明をし、意見を伺い、その後、双方のデイサービス利用者とその家族、また、めなの入居者に対して、疑問や意見の集約を行いました。特段、大きな反対意見はなかったと報告を受けております。

職員にも、個別に利用者へ聞き取りをしてもらいましたが、その際にも特に利用回数が制限されることはない旨、お知らせしており、職員が質問の中で懸念されているようなことはないと考えて、失礼しました。議員が質問の中で懸念されているようなことはないのではないかと考えているところでございます。

統合に向けては、よりよいサービス提供ができるよう、担当課職員のみならず、センターの職員も前向きに協議に参加をしており、2月からは、利用者の不安解消のために、両センター間で職員の相互交流を行っているほか、介護技術向上に向けた取り組みなど、内部で研鑽を図っております。

次に、介護人材の不足について、町でどのように把握しているか、どの程度必要かとの御質問ですが、デイサービス事業に係る介護職員は各施設4名体制で運営をしておりますが、現状は目名が3名、こんぶが4名となっております。3月に目名の介護職員が1名退職予定となっております。これまでも欠員については継続して募集を行っておりますが、応募はなく、町の訪問介護事業所や健康推進課から職員の応援を行い、乗り切ってきました。3月22日は、どうしても人員の都合がつかず、めなを臨時休業とせざるを得ない状況となりました。

統合後の介護職員については、現在の6名で対応してまいりたいと考えておりますが、あと2名程度は必要と考えており、引き続き、募集を行ってまいりたい

と考えております。

町内の介護事業を行う法人でも慢性的な人材不足となっており、外国人技能実習制度を活用しているほか、通常月4回、5回程度の夜勤が10回を超えることもあるなど、苦勞されていると伺っております。

また、別の法人では、介護だけではありませんが、人材確保のために専門の業者に年間1千万以上の委託料を払っているとも聞いており、人口減少時代に突入した高齢化社会における介護人材の不足は、深刻なものと受け止めております。

最後に、介護人材の確保と介護サービスをどのように取り組んでいくのかのことですが、町では、令和4年度に介護福祉士実務者研修事業を行うほか、会計年度任用職員の待遇改善、処遇改善についても行います。

併せて、引き続き、介護職員人材確保対策事業を実施し、少しでも介護人材確保に向けた取組を進めてまいります。

また、本町では、通所介護事業のほか、訪問介護事業と居宅介護支援事業、介護予防支援事業を行っており、町の高齢者施策を総合的・一体的に進めていくためにも、関係機関とも連携しながら、引き続き、直営でこれらの事業を町が責任をもって実施していきたいと考えており、デイサービスをはじめとする介護サービス事業について、介護人材不足を原因とするサービス提供が滞る事態を回避しなければいけないと考えておりますので、今回の統合については御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 淀谷議員。

○1番（淀谷融） 何点かちょっとお伺いいたします。

経過、これまでのプロセスなんですけども、町長の答弁の中で、平成28年12月、公共施設の計画の中で統合ということで検討されてきたと。そして、令和元年からその部分ですとやってきて、今回、事故が、あってはならないことで、令和2年の事故が、めなで事故が発生したと。その中で検討されて、昨年11月29日の全員協議会の時に報告されたということの答弁がございました。確かに介護保険事業の運営については、幅広く関係機関との連携とか、地域の実情に応じた介護サービスが求められているというふうに考えております。この事業を円滑にするためにですね、介護保険事業計画を策定しているんですね。そして介護保険サービスをどのように実施していくかを定められているはずなんです。それで、本町は後志広域連合に加盟していると、だから広域連合、16か町村の考え方を基本として構

成町村で求められているサービス料とか、提供できるサービス量を検証しながら第8期の介護保険事業計画、これ計画期間というのは令和3年から5年までの計画を定めているわけでありまして。その部分で、それ以外の事業も含めて、費用とか介護保険料を定めてられている計画なんですよ。それで保険料が決定されてきているはずなんですよ。それでこの計画の策定の当たってはですね、構成町村の介護保険担当者、介護サービス提供事業者で構成する後志広域連合介護保険事業計画策定委員会、それと後志広域連合介護保険事業計画の検証委員会で課題等の分析をしながら評価をして、さらにその計画に当たっては、住民の意向を把握するための実態調査や計画素案に対するパブリックコメントを実施して、計画に反映されてきているんですよ。それで、この今回、その計画に沿って実行されていくことが主旨なんです。計画を策定するというのは。それで、今回、この計画が今は令和3年が終わって、令和4年に2年目を迎えようとする時なんですよ。この計画の途中でこう見直しを凶っているわけです。正直言って。このさっきから経過の中で、この部分の例を外してと、議員が聞いたのは11月29日初めてなんですよ。これがあるという、検討していると。でも実際にこの計画があるのに、途中でやるということは、正直言って、この介護給付費等のサービスの見込み量とか、介護給付費の見込み額に影響を及ぼすんです。だから例えば、今回、地域密着型サービス、この部分を計画では2施設の分で計画をたてていたはず。これが1施設になると変わってくるんですよ。当初見てた計画は、その結果、3年の計画は4、5ともう崩れちゃうんです。だから、それで、ちょっと介護保険の見込み量について、介護交付金事業計画の見込み量ちょっと見たんですよ。そしたら、広域連合の全体の部分しか掲載されていないんですね。できれば本町の部分の見込み額をお伺いしたい。分かればよろしいです。それがまず1点目。それで、今、言ったように、計画が途中で見直されたということは、その作る段階、この3年間の計画を作る段階で、検証、うちの町の見込み額とか、施設の、甘かったんじゃないかと思うんですよ。だから7期の計画が終わる自体でそれを見込んで、3年の計画をたてるわけですから、そしたら僕に言わせたら、なぜこの途中なんだと。やはりそれであれば9期、次の3年、6年からになる、計画までもっていくべきではないのかなと思うわけです。あとにその、確かに人材不足って全国的になっているので、分かるんですけども、だからこのプロセス、ここまで統合するプロセスについて、すごく疑問に思っているわけなんです。そしてもう一つあるのは、町に、もう一つあって、蘭越通所介護事業所運営推進会

議設置規定がある。これはその目的というのは、めな、こんぶの2施設にある事業運営及びサービスの質の向上を図ること目的として設置されているんです。そして、これは年2回以上開催することになっているんです。それで、そしてこの会議録とか公表することになっているわけなんです。だから今回、この統合するということはこの協議会にかけておられたのかどうかなんです。意見を。もし、かけていたら、いつ開催されて議論されたのかどうかということをお聞きしたいです。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 詳細の部分については、担当の課長から補足させていただきますが、淀谷議員も私どもの町の職員の大先輩、さらには広域連合のほうにも出向していた部分の中のいろんな御質問等ではないかなというふうには思っております。ただ、現状として、この介護計画の部分の中については、今の昆布温泉病院、これが介護医療院に変更にするという要請を受けて、途中でこれは介護計画の中で承認、広域連合で承認をしてもらった経過があります。ですから、この部分については、きちっと今後、広域連合の部分の中で協議をした部分で認めてもらいたいなというふうに思っております。何よりも今、こうしなければいけないっていうのは、今の2つの体制でやっている時に、介護職員が不足をしてですね、この事業所がきちっと運営を通常どおりできるかどうかっていうのが、非常に今の段階では難しい状況であったということです。ですから、それを1つに統合を図りながら、介護職員を回して、そしてサービスも祝日、土曜日、行っていく、そういうことが、より住民のためには、非常に、今まで以上のサービスよりも向上が図られるということです。私はそれは進めたいなと。いろんな手続き上の問題、これをやったか、やらないのか、そういうような御意見もあると思います。中ではそれを不足している部分もあるかもしれませんが、私としてはそういう思いの部分の中で、今回、是非、進めたいなというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。補足は担当課長より話させます。

○議長（富樫順悦） 梅本健康推進課長。

○健康推進課長（梅本聖孝） ただいまのお問い合わせの、御質問のありました、まず1点目、介護保険計画との兼ね合いでございます。年次において、

議員御指摘のとおり、計画年度の途中からそういうふうになるということでございますけれども、これにつきましては、策定の段階では、いつ統合できるというのが、当然、分かってなかったという状況もありますし、基本的な考えはあれど、繰り返しになりますけど、いつからというのが想定できない中で、それを見込みで、例えば6年からやるとか、5年からやるとかっていうことも計画に載せることできませんので、策定の段階、1 昨年になるかと思いますが、その段階では現状で載せるしかなかったなというふうに考えております。また、計画途中での変更につきましては、今、町長もお話されましたとおり、広域連合とも協議をいたしまして、事務手続きにつきましては漏れなきように実施していきたいというふうに考えております。それと、議員詳しいので蛇足になるかもしれませんが、今回、地域密着型から一般型へ変更いたしますのは、規模を、ある程度の人が入っても大丈夫なように、18人以上が入っても大丈夫なようにやっていきたいという主旨で、こういう手続きをとっていきたいということでございますので、地域密着のままでやっていくことも理論上は可能でございましたけれども、現状使っていただいている方の利用回数を制限することなく、丁寧に対応していくという観点からこの手続きの変更を行うということで実施いたしましたので、実施したいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。それと3点目の協議会につきましては、その中では協議はいたしておりません。これにつきましては、地域での運営についての考え方を聞く協議会でございますので、統合についての考え方については進めていませんし、また昨今のコロナの状況もあってですね、協議会が満足に開けていないという状況もありますので、その中で本来であれば、説明すれば良かったかもしれませんが、協議ができていませんので、そのへんも御理解いただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 淀谷議員。

○1番（淀谷融） まずその計画がいつ合併、統合するか分からなかったから現状のままで記載したと、計上したと。それはおかしいと思います。なぜかと言うのは3年の中で計画するということは、計画には載っていないわけですよ。合併されるのがいつっていうことは検討されていると。そして11月の29日に、正直言ってね、さっき難波議員が言われたごみの手数料やるとか、そのプロセス、経過、ここに問題があると思う。ここの分があっ

て、こういう統合になるよって、我々に11月の、昨年の11月の全員協議会に初めて報告があったのね。この部分で、僕、いろいろと言いました。それ聞いて。でもその部分については、議長のほうから運営に関わるので、今日はここで止めると言われたんですよ。29日はね。そしてその中で、一つの部分で、利用しているサービスの人とかの意見を聞いているのかと伺った時に、聞いていない、これからやると。当然、自分としては、まさかすぐこの定例会にこういうふうに提案されてくると思ってなかったわけですよ。まだ議論を尽くして、そして言われたことに対して回答があって、こういうことだったよ、やはり議論が足りなかったと、いきなりこうやって3か月も経たないうちに議会にやりますよって、ここの全員協議会での検討を進めているんだという段階、もう定例会になってぱっと合併です、統合ですよって、やっぱりそのプロセスってというのは、大切にしていかなきゃいけないと思うんですよ。それで、さっきの協議会の部分については、運営についてということで、でもそれは統合するって運営に関わることですよ。それは協議することではないんですか。当然、そこに。そのための協議会なんだから、運営していかなきゃならない、このプロセスにも欠けていると思います。そして、確かにコロナ禍ですよ。でも今、2つ離れてそれを1つにすることで、密になるんです。逆に。その施設が。その通所のサービスやるのに。やっぱりそこは今避けるべきではないのかなと、今のこの時期というのは。そう思うんですよ。そして、ちょっと、明日条例があって、あんまり深入するとだめと言われているのがあったんで、先ほどちょっと地域密着型から通所ということで、いろいろとこれにやると、地域密着型というのは、町内に住所ある方が対象であって、通所介護になると、何と言うんですか。広く、町外の方も使えるようになるわけです。そして介護保険料も落ちるはずなんです。安くなる。それが経営的にまた影響出てくると思うんです。そして、密着型は18人、18人なんです。通所が19人以上なんです。じゃあ今、何人かって、全部入れるってということで、規則で決まるのかもしれないんですけど、そこのこんぶ通所介護事業所って定員何人に考えておられるのかという部分もあります。そこをちょっとお聞きしたい。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） また詳細の部分は担当課長が補足しますが、議員おっしゃっている全員協議会で、町が検討していることを話をして、その後すぐ議

案に出したのがおかしいっていう、そういうような御質問ですが、そうなる
と町のほうとしても執行したい、そういう部分をですね、いつまでにしたら
議会に提案して協議をしてやらなければ、そのことができないのかって、そ
れについては、私は執行者としてこれまで協議をしてきた部分の中で、そし
て今、各その施設が対応がですね、非常に困難な状況になっているんです。
それを回避するために、どうしてもこの2つを1つにして行いたいという
かたちの中で協議をさせていただいたんです。説明をさせていただきました。
全員協議会の中で、そこで議論をしてこうする場ではない、ある程度、
町の思っている状況をお話をして、そして、ざくばらんの中で議員の御意
見等も伺いながら検討して、町のほうは提案していく、それが議員のおっし
ゃっている、11月にそれやってすぐ、今、1定で提案するのはおかしいと
いうような御意見ございますが、私としては、今の現状の施設をこのまま継
続していくことによって、余計に利用者に不便になりますし、事故というか、
そういうものも危険性もあるわけなんですよ。そこをコロナ禍で密になる
というようなこともおっしゃいますが、そういうところは感染対策もきち
っと含めた部分の中で対応をしてまいりたい。何よりも理解していただき
たいのは、この2つの施設が、1つは、今、介護職員が辞めて2人しかいな
くなるんです。それをきちっと今までどおりサービスを提供していくこと
が非常に難しいので統合して、いろんな部分で運用しながらですね、町民サ
ービスをそれを低下させない、そのために行っていきたいんだっていうことを理
解していただきたいと思っています。以上です。

○議長（富樫順悦） 梅本健康推進課長。

○健康推進課長（梅本聖孝） ただいま淀谷議員の御指摘の件でございます
けれども、現状、それぞれの施設18人定員だったものにつきましては、現
在、手続きをとっております北海道に出しました申請書の中では30人と
いう部分、最大1日30人という利用の設定をさせていただきました。議員
懸念している経営的には、単価が下がりますのでそういう懸念もあるかな
と思いますけれども、そのへんにつきましては、祝日の開放ですとか、利用
回数の増加などで補填していければなど、埋め合わせできていければなど
いうふうにも考えております。また先ほど、答弁漏れしましたけれども、サ
ービス量、計画におきましてのサービス量のうち、蘭越町分はという御質問
でしたけれども、これにつきましては、実績が全て広域連合のほうで把握で

きておりまして、それに高齢化の比率ですとか、そのへんは議員のほうが詳しいかもしれませんが、具体的な係数をかけて算出しているということでございましたので、うち蘭越町がどれだけっていうのはちょっとこの段階では御説明できませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 淀谷議員。

○1番（淀谷融） 今、町長のほうからですね、執行権という部分であって、その全員協議会かそれに出したと。自分としてはね、それについてはね、この計画が、統合するとあるのが、11月でなくて、もっと早くにですね、全員協議会でなくてもいいんです。総務文教でもこういうことで検討されているということがあって、この流れでくるんだったら分かるんですよ。11月にポツときて、そんな話あったのっていう感じなんですよ。今の言っていることは分かるんです。人がいないとか、うんぬんという、正直言ってね。人材というのは、どこの介護事業所でも大変だって言うのは分かっている。でもやはり、そういうのは計画されてて、検討されていたならば、やはりもっと早く、基本的にいったら、我々は町民代表と言い方はあれなんだけど、やっぱり地域で利用する、地域の住民だって分からないのじゃないのか、統合する。たまたま僕は議会、11月の29日に初めて分かったんだけど、町民にすると、なんか職員が言ってたよ。4月からなるよって。そうじゃなくて、やっぱりそういうのがあってもっと早く進むべきだったのではないかなというふうに思っております。それと、定員の部分、細かい部分で申し訳ないですけども、定員の部分30人ということで考えていると。今2施設でいったら18、18、36人なんですよね。定員が6人減になったということです。それで人の関係なんですけども、介護職員の関係なんですけども、地域密着型は18人で定員があって、介護職員1人以上と、今、地域密着型でなくて、通所の介護と、こっち30人ということは、通所の介護であれば15人に1人以上ということで、介護職員が。そしてこれが1人増えるごとに0.2かな、0.2の職員が、介護職員がいるという基準になっているらしいんです。だから言いたいことは、そういうのが分かれば何人が必要になってくるかっていうふうに出てくると思うんですね。だから、30人だから、何と言うのかな。6人でやるっていう計算ちょっとあれだったけど、そういう計算法あるというふうに思って、だから、確かに分かるんだけど、やっぱりそこにせっかくある施設を有効利用するということで、無くするん

じゃなくて、なんとかして人材確保をして、こういうふうにして運営していく努力が必要ではないのかなと思うんです。それで人材の部分について、町長にお伺いしたいんですけども、町では介護職員の人材確保対象調整事業ということで、町内の福祉施設にどっちか出していると思います。それで、町内の施設については、正職員とか、準職員、そういう人に内定が決定した時に就職の助成金を与えているというふうに聞いております。それで、先ほども町長言ったように、その町で運営している事業所、これは町が事業主ですよ。それであれば、こういう職員の、やはり町の採用する職員もそういう制度を作ってあげてやるべきではないかなと思っているわけです。そして、町の採用されている介護職員というのは、フルタイムの介護職員でなくてパートなんですよね。その事業をやるのには、その専門職がいなければ成り立たない部分があって、それをパート職員っていうことではなくて、やっぱり僕は正規、正規ができなかったら、やっぱりその会計年度職員のフルタイムを使う、何人か。それでなければ良くないんじゃないかなと思います。全てがパートなんですよ。先ほど事故とかあると言ったら、やっぱりそういうところに責任をもたすことがあれば、ある程度の処遇改善をして与えるべきだと思うんですよ。確かにコストがかかるかもしれないんですけども、やっぱりここはさっき言ったように、維持していく、または町民のための介護、そういうのが必要ではないかなと、そのへんちょっとお伺いしたいっていう部分と、それと、もう1つ、その人材の部分で町の、何と言うのかな。施設で事業所で、介護職員処遇改善加算制度があって、この部分について、町はこの加算制度を使っているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の質問にお答えします。

もう少し、統合するのであれば、早めに情報を提供すべきだったのではないかとこの部分については、今、統合に当たってそれぞれの両施設の状況と、それが本当に可能かという部分について、少し時間が要した部分もあったので、その11月の全員協議会の時に話をさせていただきました。もっとそういう状況であれば、早く、事前にでもいいのではないかと、事前に話すことは可能ですが、それが本当に現実的にできるのかどうかというような部分もありましたので、ある程度見通しが立ったという部分の中で話をさせていただいたことについて、御理解願いたいと。もっと早くという部分につ

いても、それについては御意見として賜ってまいりたいというふうに考えております。それと、会計年度任用職員としてという、採用も必要ではないかということでございますが、今は会計年度任用職員のパートです。パートと言っても、時間は9時から5時までです。ですから45分のその部分での一般よりも短い状況、それをこう回しているような状況です。ですから、町のほうとしては、このフルタイムの部分で使うべきではないかという、その部分も御意見として賜りますが、時間的にはそんなに変わってはいないというふうに理解をしておりますし、それと併せて、今回、介護職員だけの処遇というかたちではなく、実は一般職員というのは人勧があって、ベースアップとか、そういう部分がなくても毎年職員については、号俸上上がる、そういう昇給する、そういう部分があるんですよ。ただ、会計年度任用職員というのはそういう制度がありませんので、今回は一律、この2年間くらいですね、そういうことをしていなかったものですから、全会計職員に処遇改善ということで、号俸を上げるというような措置を取らせていただきました。介護職員だけというかたちではなく、今回、そのような部分の中で処遇改善して提案する。それを今回の予算の中で提案しておりますので、そのへんのことについては、御理解を願いたいというふうに思います。で、町でやっている制度を町のほうにも活用をすべきではないかという部分の御意見もあります。これまでもいろんな制度をそうやってきた部分の中で、住宅とか、定住とか、そういう対策の部分の中でも職員は除くとか、いろんなそういう部分の中で協力をいただきながら、行ってきた部分もあります。今の御意見については、今、即答はちょっとできませんが、そういう処遇改善も含めて、きちっと介護職の人材の確保のために必要だというようなことの御意見として賜っておいて、今後、検討したいというふうに考えております。御理解願います。

○議長（富樫順悦） まだやります。

2項目に移る前に休憩したいんですけど、まだ聞きます。やります。

○1番（淀谷融） いや、いいです。終わります。

○議長（富樫順悦） いいですか。

それでは、2項目の質問に移る前に10分間、休憩をいたします。

再開は14時40分といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 一般質問を行います。

1 番 淀谷議員、質問席にございますね。

では、2 項目の項目に移ってください。

1 番 淀谷議員。

○1 番（淀谷融） それでは、2 件目についてお伺いします。

蘭越町貝の館について。

蘭越町貝の館は、約4キロメートルの海岸線を有している港地区に、海を生かした地域・観光振興を図ることを目的に平成3年7月に開館し、平成6年に第2貝の館が増設されまして、昨年度、改修工事が行われました。

貝の館は、全国から寄贈された貝類30,000個のうち、1,500種類5,000個を常設展示し、企画展示あるいはイベントを通じてその普及活動が行われている展示施設と理解しております。

そこで、町長が執行方針に蘭越町貝の館について掲げられた、次の点についてお伺いします。

1、地球温暖化問題に取り組む環境モデル地域を目指すため、地域おこし協力隊を活用。

このことについて、町としてどのように活用されていくのか具体的なお考えを伺います。

2、貝の館にあえてなぜ大気・海洋交流センターを設置する必要があるのか伺います。

3、第6期科学技術・イノベーション基本計画の多様な幸せを実現できる社会構築の実現について、具体的に町の取り組みについてお聞かせください。

4、気候変動対策係を新設されますが、何人体制で、どのような事柄をされていくのか具体的な仕事内容についてお聞かせください。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の蘭越町貝の館についての御質問にお答えします。

はじめに、現在、地球全体で問題となっている地球温暖化ですが、この現象は気温上昇だけではなく、様々な気候変動の要因にもなっており、世界的にみても、海面上昇に伴う海岸浸食や沿岸災害、気温上昇に起因する健康被害の増加や干ばつによる作物の減少など、深刻な影響を及ぼしております。

そのような状況を踏まえ、本町におきましては、令和元年度に蘭越町地球温暖化対策実行計画を策定し、町の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出に率先して取り組む、町民・事業者に対し、地球温暖化防止対策の意識啓発を進めているところでございます。

さて、1点目の地域おこし協力隊の活用についての御質問ですが、環境モデル地域を目指すために、再生可能エネルギー、森林の保全、環境教育など、低炭素社会の実現に向けて、総合的に推進する必要がありますが、豊かな自然環境を有する本町としては、次代を担う子どもたちへの環境教育が極めて重要であると考えております。

この環境教育の施策を推進するため、貝の館と道立の研究機関、北海道総合研究機構が連携を図り、共同で地球温暖化に関する書籍を刊行し、併せて子どもたちを含めた地域住民を対象に講演会や学習会の開催を検討しておりますので、地域おこし協力隊員には、書籍の刊行に係る一連の業務や、講演会・学習会の開催に当たり、事前の準備等も含め、地球温暖化対策に関する取組の企画・立案、また、貝の館の運営に従事していただきたいと考えております。

次に、2点目の貝の館に大気・海洋交流センターを設置する必要があるのかとの御質問ですが、貝の館は、これまで、海洋生物で最も種類の多い貝類を入口に、町の観光振興を図る施設としての役割を担ってまいりましたが、同時に民間の博物館や大学など産学官で連携し、環境問題にも取り組んでまいりました。

今後は、貝の展示だけではなく、環境問題も踏まえた地球温暖化問題について調査・研究、論文発表などを行ってまいりたいと考えておりまして、大気・海洋交流センターがその実証に基づく情報発信を担うことから、貝の館に館内に大気・海洋交流センターを設置し、一体的に運用していきたいと考えております。

3点目の多様な幸せを実現できる社会構築の実現についての町の取組の御質問ですが、私たちに共通する幸せの基盤は持続可能な地球環境でございます。本町の取組として、今後の貝の館、また、一体的に運用を行う大気・海洋交流センターにおいて、貝類の実物展示や学習会などの開催を主体とした海洋教育から持続可能な社会の実現に向けて、温暖化に対する適応策と緩和策などについて、普及啓発活動を行ってまいります。

4点目の気候変動対策系の体制と仕事内容についての御質問ですが、総務課企

画防災対策費に気候変動対策係を施設し、体制については、職員、学芸員と、地域おこし協力隊、会計年度任用職員とし、分掌事務については、商工労働観光課学芸係が担当しておりました、貝の館に関することに加え、気候変動対策及び地球温暖化対策、再生可能エネルギー、生物多様性、大気・海洋交流センターに関することを、主な業務内容にしたいと考えております。

いずれにいたしましても、地球温暖化の要因とされる温室効果ガスの削減について、国は2050年には、カーボン・ニュートラルの実現を目標に掲げ、各種施策を講じており、北海道においても、脱炭素の取組を加速するため、ゼロカーボン推進局を新たに設置しております。

本町としても、令和4年度から、既存の貝の館で行ってきた研究等を進展させ、専門の体制を整えて対策を進め、また、時々の状況に応じて修正を図ってまいりますので、その結果を基に改めて御評価いただければと考えておりますので、御理解願います。以上です。

○議長（富樫順悦） 淀谷議員。

○1番（淀谷融） ちょっとあれなんですけども、自分としては、貝の館はさっき言ったように、展示館というイメージ的な社会教育施設的な存在だと思っているんですよ。それで、この貝の館という第4期の総合計画かな、の部分で計画されて建てられた施設ということで、それが港地区の地域の活性化のために建てられたものだというふうに思っているんです。それで世間の流れがどんどん変わってきて、さっき言った大気・海洋交流センターを中に作るとか、設置するというふうに伺っているんですけども、それで、あえて貝の館でなくてもね、そういう温暖化とか、地球温暖化の部分については、庁舎内に、さっきあった気候変動対策係、この中でできていくのではないのか、あえてそこに、さっき言ったように、その、今、貝の部分で、そのこの入口としてやっているからそこに付けるんだということの答弁だったと思うんですけども、基本的に、多様性生物とかいろんなものを、海のものばかりではないんですよ。環境って。全ての生物とかいろんな地球とか含まれるわけです。だからあえて貝の館にすることはないんだと自分では思っているわけです。やはり、貝の館は貝の展示館として、何と云うのかな、運営されていくべきだというふうに思っているんです。確かにその利用客がいなかったかあると思う、今までいろいろと。でも今回、あえて6,000万もかけて改修したわけですよ。それで、今回、もう一つあるのは、地域

支援、地域おこし協力隊ってことをそこで利用されていくってということで、それで地域おこし協力隊ってどういう活動をするのかなということで、ちょっと総務省のホームページをちょっと見たら、地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域などの条件不利地域に住民票を移動し、地域ブランドや地場産品開発、販売、PRなどの地域おこし支援や、農林水産業の従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組制度だと書かれております。最終的には、そういう地域とコミュニケーションやっていて、その地域に定住するというのが本来の目的だと理解しているわけです。それで、今回の協力隊のメリットとしては、協力隊の地域外の斬新な視点を持ちながら、熱意と行動力は、地域に大きな刺激を与えて地域の活性化に貢献してくれるだろうというメリットはあるかなと思っております。それで、この度の本町の地域おこし協力隊の申込条件をちょっとホームページから、町のホームページから見たら、すごく厳しく門が閉ざされているのではないのかなというふうに感じているわけです。それはまず研修業績リスト、所属学会並びに学会活動、学会賞などの受賞歴、主要研究論文、これまでの研究内容の概要、これまでの競争的資金の獲得状況、参考意見を伺える方2名の氏名と連絡先を付けることが記載されておりました。また、あと2つがありまして、あとは今後の教育と研究に対する抱負、また蘭越貝の館における社会教育と運営に関すること、先ほど町長の答弁にありましたが、環境教育とかうんぬんということだと思っておりますけども、こういう募集する時にですね、こういう、何と言うのかな。学会とか論文とか資金とかね、こういうの必要なんでしょうか。この学績がなければ、うちはここに採用しないということですよ。面接する時にそれらの論文をどのように評価するのかという部分の疑問もあります。誰が見てって。正直そう思いました。それで、自分としては、さっきも言ったように、地域に活力、熱意ある人、また環境にそういう熱がある人であれば、そういう部分は指導、PR、協力隊としても、自分の能力や経験を生かしたそういうものをテーマとしてもらおうと、その中で判断したらいいのかなと思っております。それで、よく、みんな知っていると思うんですが、環境活動家として世界的に知られているスウェーデンのグレタ・トゥーンベリさんか、そういう人が、15歳の方が、この方は2018年に、15歳の時に、気候のための学校ストライキという看板をかけてスウェーデンの議会の前で呼びかけていたと、そして翌年の2019年の9月にニューヨークの国連本部で開かれた気候変動サミットで、地球の平均気温は1.5度以下抑える目標達成

のためには、CO₂の排出量を今後10年間では50%削減しても不十分だというふうに訴えた人がいるんです。環境ということでもし捉えるのなら、そういう熱意とかすごくある人を採用すべきだと思うんです。なぜそこに学会とかそういうものが必要なのかと。自分としては、学会、その所属学会、学会活動というのは、なんの学会なのか、貝類学会なのか、環境学会なのか分からない。うちとしては両方を使うよという、環境も貝の館もとなっている。本当にこういう人がいるのかという疑問です。それで、思っているわけです。それで、2月28日で締め切られたと思うんですが、何人の方が応募あったのかお聞きしたいと思います。まずそこからお願いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の御質問にお答えします。

まず、貝の館というのが、観光施設、今までは観光施設だったんですね。そういう中で運営をしてきたわけです。ところが、今の施設の内容を見ていただいても分かるんですが、今、3Dシアターがあった場所については、かなりのもう建設年度から時間が過ぎていくという部分の中で、そこを新たな環境拠点、そこが実は地域大気・海洋センターに設定してですね、環境問題も含めた展示だけではなく、そういう勉強をする、教育をする場、そういうかたちで行っていきたいという、今回の提案でございます。ですから、この場というのは、各大学、国の研究機関、北海道、そういう部分の中から貝の専門を行っている方とか、海洋環境を行っている方とか、そういう方々と連携をとりながら、この貝の館というのはそういう環境の場の重要な拠点になっている、そして子どもたちの中にも教育の場として提供できる、そういう施設に、まず展示も含めながら変えていきたいというかたちで、今回提案をさせていただいた経過にあります。

淀谷議員がおっしゃった地域おこし協力隊の部分についても、あまりにも専門性がありすぎて、なかなか難しいのではないかなという部分でございます。これはこのとおり、募集をいたしました。募集結果としては、実は今、来ると、最初に来たいと言う方がいたんですが、残念なところ、国の機関のほうに就職が決まったというかたちもあってですね、今の募集の中ではあったのかというかたちですから、今現在は募集者がいないという部分で、これは継続して募集をかけていきたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 淀谷議員。

○1番（淀谷融） 地域おこし協力隊の部分について伺ったのはですね、町のホームページに募集がかかった時点で町民の方からもう決まっているんだろうと、こんな条件多くてということで、言われたんです。そんなことないだろうというふうに思って、それで自分はホームページ見てなかったの、言われたものだから見たら、すごい条件があって、そういうことがあるのかなと思って、それでお尋ねした次第であります。それで、確かにこの貝の館に、その中に環境の学者とか北海道とかみんなが集まって協議をされていくという、言えば、そのセンターっていうのは研究施設なんですよね。言えば。研究勉強となるかなと思うんですよ。その貝の館と研究施設というのはまた別の問題であって、要は貝の館であれば、今まで学芸員という部分の範囲の中で研究とかをやってきたと、そして、研究となるとやはりまた違った角度から見ていくと、今度は研究員というスタイル。今まで、貝の館のその部分を見てみると、学芸員なのか研究員なのか、ちょっと僕も分からない。そして、半年、開館して半年休館ということになっていて、そして職員は学術論文を作って、ネットに載せたりしているんですけども、その論文を見て、我々は分からない。正直言って。町民も分からないのではないのかなと。そこまで町民は望んでいないんじゃないのかと、思っているわけです。だから、あくまでも貝の館の展示館としてのね、展示館の高い機能、そういう部分を生かして、観光施設でいったらもっと必要なサービスを提供して、多くの方が訪れてくれるような目標を持ってやってとか、その効果が高い需要とか、さっき言った、そういう人を呼んで地域おこし協力隊というのかな。プログラムとか企画してもらって、そこに熱心な方を呼んで、その人にやってもらって、それが一番いいんじゃないかと。その貝の館として。なんかこれを、募集見ていると、貝の館じゃなくて、ここに言う、大気・海洋交流センターがメイン、中心になってきているように見えるんです。そして、さっきの条件の中に、これまでの競争的資金の獲得状況ということは、僕が感じるところには大気・海洋交流センターという名を作って設置すればこれに関する補助金がもらえるんじゃないのかなと、思っているわけです。そしてこの大気・海洋交流センターって、東京大学で作っているところあって、ちょっと見たら、やっぱりこれはそういう海洋とかいろんな分野の学者が集まって、学生とか、そういう人たちの教育をしてという部分をやっている、なん

か同じような名称だったものだから、何かこういうものを今後していくのではないかという部分が感じられるんですよ。そして、さっき言った、3Dか、あった所に、そこに置くんだっていったら、昨年度からそういう計画でいたということですよ。そこを使って研究施設にしたということは。例えば。ある町民の方は、その貝の館は3D、あそこのあれがあったから良かったって僕も聞いたことがあるんですよ。それをなくして、そういう教室にしてやっていくということは、昨年度からそういう計画があったんじゃないのかなということをおもうわけです。これは自分の思ってる感情なんですけども。やはりもっとその本来の貝の館は貝の館として運営していくことが一番良いのではないかなと思うわけです。そして、確かこの今、地球温暖化ということで、すごい、全国、これは世界的な問題だし、ただ一自治体の問題ではないと思うので、これをやっていくということにすごく、すごいことだと思っんです。2050年、0。さっき言われたように、こういう計画があって、SDGsとかいろんなものがあるって、国連なんかの部分も含まれていると、ここの部分の環境問題をやれば、隣町のニセコ町さんもすごく先端を行っているということで、何か宣言をされて、こういうふうになっていると、別にあるので、別にその地域協力隊でなくても、職員で優秀な職員がおられるんですから、そういうふうにはできないのかなと思います。そして、そういう必要な、専門的な知識がいるとか、そういう人があるならば、そういう専門の場にオブザーバーとして呼んだり、講演会を開いたりして、そうして運営していけばいいのではないかなというふうにおもうんです。わざわざそこを拠点としてとか、うんぬんというのは必要ないと、自分は思います。それであれば、地域とすごく密着するものでやっていかなければ、港の地区ということで、高齢化になっていって、すごくさびれてきている地域でありますから、そこにもっと活性化するために投資していくんだっていう考えがあるのならいいんだけど、その部分だけの、何と言うのかな。見える、その施設にそういうセンターが必要あるのかどうかというのが、自分ではとても疑問に思っているんです。どうでしょうか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 御質問にお答えします。

まず3Dシアターはもうかなり前から行っていないという部分を、まず御理解を願いたいと思います。その部分の中でいったら、その映像が停止を

して、あそこの部分については、いろいろなものを入れて、今後どういうふうに活用していくかという部分の中で検討している、そういう場所だということをもまず御理解を願いたいというふうに思っております。私も建設した当時から、あそこの施設は、そういうのを見ながらですね、非常に楽しんでもらったという部分がありますが、時代とともにその機械も古くなって、今は動いていないというような状況です。それで、大気交流センターが名前がすごく非常な部分、それと地域おこし協力隊の部分の中で、なぜそこまで必要なんだってということなんですが、町のまちづくり対策系のほうにですね、気候変動対策系というのを設置するんです。そして環境問題とか、そういうものについて、新しい、今までいろんな町では施策なり、そういう計画を作っていますが、きちっとした対応を取れる係を設置しよう、そしてそこを貝の館と連動してですね、温暖化防止対策に努めていきたいという考え方なんです。ですから、係は係の中でそういう対策、地球規模の対策を行っていきます。それと併せて既存にある貝の館の中では、海洋問題、その中で地球温暖化の、今、議員も第2貝の館のあの映像を見ているので、理解していただいておりますが、海洋汚染、そういうようなものをですね、今、実際に貝の館でも見せている状況なんです。ですから、あの展示物だけじゃなく、いろんなそれを実践に、研究したり、勉強したり、それを講演会やったり、蘭越にいる子どもたちに少しでも環境問題というものを理解してもらおう。さらにはそこを拠点と、貝の館と拠点とすることによって、各大学とかそういう連携をとることによって、学生が来たりとか、そしてその中でいろいろ勉強したり、交流したり、そういうことも可能になるのではないかなというふうに考えているんです。その中で、地域おこし協力隊というのは、議員おっしゃったとおりですね、非常にハードルが高すぎるのではないかと、今、私も、今実際には、今現在は募集はないという部分なんです。なんとか、ある程度、専門知識をきちっと持ってる、そういう方を雇用することによって、より環境問題、大学生、いろんな方々と連携するときにもですね、そういうようなきちっと貝の館から発信できる、そういう施設に行きたいなというふうに思っているところです。で、答弁でも最後に申し上げました。今、全部いっぺんにできるというのは不可能です。これを係を設置して、貝の館でもそういう拠点をもちながら徐々にやっていきたいというふうに思っています。是非、それを中身をですね、今後、見ていただいて、やはりその中で不足してる、こういうのはこうすべきだ、そういう御意見を是非、伺った部分の中で検討してまいりたいというふうに考えております。まずは観

光施設から観光教育も含めた新しい、今、環境問題に適した施設、体制、それをとっていきたいんだということで御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 淀谷議員。

簡単をお願いします。

○1番（淀谷融） わかりました。

自分としては、やはりその拠点とするのはいいのかもしれないけど、僕は、拠点というのは別に貝の館でなくてもいいと思っているだけなんですよ。貝の館は貝の館で運営すべきだというふうな考えなんです。正直言って。それで、あとは地球温暖化という部分で、その係ができるので、その中で十分検討されながらやっていっていただきたいというふうに思います。答弁はよろしいです。ありがとうございました。

○議長（富樫順悦） 答弁よろしいですね。

これをもって、淀谷議員の質問を終わります。

次に、8番赤石議員、質問席へ着席願います。

8番赤石議員。

○8番（赤石勝子） 私からは1点、お伺いいたします。

休業中の温泉の今後の方向性についてお伺いいたします。

町長は、執行方針の14ページで、観光の振興について述べておりますが、本町は豊かな自然が広がる景観をはじめ、湯量が豊富で特色ある温泉郷のまちといわれております。以前、私たちも7つの温泉郷の町と自慢しておりましたが、残念ながら現在はいくつかの温泉が休業している状況にあることから、これら温泉の今後の町の対応についてお伺いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 赤石議員の休業中の温泉の今後の方向性についての御質問にお答えをいたします。

本町において、それぞれの泉質が違う7つの温泉郷があり、全国的にも珍しい特色のある温泉郷を有しております。昭和33年には、環境省から国

民保養温泉地の指定を受け、町として、誇れる観光資源の1つでもありましたが、近年、7つの温泉郷のうち、新見温泉郷、薬師温泉郷、昆布温泉郷のうち、鯉川温泉の温泉施設が休業に至っております。

さて、議員から御質問の休業中の施設ですが、新見温泉についてですが、札幌市で不動産仲介業社が現所有者であります。温泉再開の意向はあるものの、会社自体、温泉施設等の運営経験がないため、数件の運営委託業者と交渉を行いましたが、折り合いがつかず、現段階では、運営事業者を模索している状況であるというふうに伺っております。

また、薬師温泉については、現所有者が、シンガポール在住の方で、各関係機関へ問い合わせましたが、コンタクトを取ることができませんという状況でございます。

鯉川温泉については、現所有者は倶知安在住の方で、再開に向け検討はしているが、再開は未定であると伺っております。

いずれも、民間の資産でありますので、町が経営に介入できるものではありませんが、民間活力が活発化し、7つの温泉郷として温泉施設が復活することができれば、町としても喜ばしい事ですので、期待をしておりますが、コロナ禍による観光業の経営は非常に厳しい状況にあります。

また、温泉は、観光資源としてだけではなく、持続可能な再生エネルギー資源としての価値が高まっていることから、所有者の方と情報共有を図りながら、持続可能な社会に向けた、観光振興、さらには産業振興の面で協力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 赤石議員。

○8番（赤石勝子） ありがとうございました。

大変、残念なことですよ。新見温泉については道路沿いに休業中の看板があったりしてあれなんですけど、薬師温泉とかはでっかい看板が道路沿いにあるのでね、やっぱりそれで7年も8年もあんな状態で、実際にはもう解体されて何も無い状態ですしね、そういうのがすごい残念に思っております。このようにそれぞれ特色ある湯量もね、たくさんあって、温泉なので、是非、再建できれば本当に蘭越町としてもね、観光客も来れるだろうし、大変望ましいことなんですけど、このコロナ禍によって、またいろんな面でね、こういうふうに停滞していると思うんですよ。是非、町としても、なんと

か所有者にまた再度声をかけてね、なんとか再建するように努めていただきたいんですけど、その点について、また町長、何かお考えがありましたらお知らせください。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 赤石議員の御質問にお答えします。

非常に私も7か所の温泉ということで、町の中にこれだけ温泉を有しているのは非常に珍しいことで、早く再開できることを、私も望んでおります。そのような中で、新見温泉については、一度、全員協議会の部分の中で、ある開発業者もいてですね、説明をさせていただいた経過があるんですが、その業者については、運営がやはりできないというようなことで、現在、その業者はもう撤退しているというかたちです。ですから、新見温泉については、今、あそこを倒壊したところはきれいに片づけはしておりますが、新たな建設計画というのは、詳細な部分までまだいただいていない状況です。やはりそれは、コロナ禍という部分もあって、海外での二セコエリアがですね、これまで行ってきた観光開発がやはり停滞している部分もあるという部分もあってですね、これが少し戻ってくればいろんな部分でさらに開発が進むんではないかなというふうに期待をしているところです。ですから、鯉川温泉においても、倶知安の所有者の方々は、当初は数年後にはかかるというお話を伺ってたんですが、やはりコロナ禍という状況もあって、なかなか建物のほうに進めないというようなお話でした。町としてもですね、これは民間の方が行う部分ですが、やはり温泉というものは、何と云うか、温泉に入っ、て、ストレスとか解放されたりとか、リラックスするとかですね、非常に温泉の効果ってというのが、非常にこう見直されておりますし、若い人方にも、今、温泉って非常に人気が出ております。ですから、コロナが収束、その部分の中で、早く観光客が戻ってですね、その再開、それができるように町としても協力できるところはしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。それと併せて、適宜ですね、どういう状況だというようなことは聞きながら、その部分を情報として議員の皆さんにもお知らせをしたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 赤石議員。

○8番（赤石勝子） 是非、町としてもね、せっかくのこの素晴らしい資源ですのでね、所有者の方たちともコンタクトをとってね、なるべくこうね、再建していってもらえれば、それぞれのやっぱり新見にしても、薬師にしてもね、鯉川にしても、ファンがいるわけですよ。遠くからわざわざ来てね、看板はあるけど、建物が無いっていうようなね、そんな状況ではね、まったくさみしい感じですのでね、是非、これからもいろんな面で、コロナ禍で大変だと思うんですけど、できるだけこの資源を活用して温泉が再建できるように、町としても努めてほしいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 御質問にお答えします。

町としても、町のキャッチフレーズはお米と温泉と花のまちというふうなかたちで、私もことあるごとに、いろんな部分で7つの温泉郷あるよ、いろんな泉質の異なる温泉があって、そして美味しいお米があって、そして花がいっぱいあるというかたちでPRをしております。そのような中で、今、既存に休業している温泉が、私も早くですね、開発をしてることを望んでおります。特に、新見温泉については、もうあときれいにして、温泉自体はっ常時出ているかたちになっております。それと薬師温泉もあれは非常にきれいにして、温泉が出ているというような状況になっております。鯉川温泉についても、建物はあのままですから、あと温泉自体はそのままの状況になっているのではないかなというふうに思っております。それと併せて、もう一つ、旧富士観光のあった場所ですが、そのところもですね、実は、オーナーは神奈川県の子市にいる、建物を持っている、観光業をやっている方なんですが、外国人です。その方は、ニセコの花園にも建物を持っている方で、町のほうにですね、こういう計画をいずれはしたいんだっていう、本当の紙、A4、1枚の、ちょっとした計画を持ってきた経過が、数年前あります。ただ、町としてはきちっとした計画があれば、お話を聞いて、そして町として議会等にも説明をしながらですね、協力していきたいというお話はしておりますので、いずれにしても、この3つの温泉郷のあるうち、休止にしているということは、町にとっていろんな観光PR部分でもマイナスな面がありますので、いろいろ業者とコンタクトをとりながら、できるところは協力していきたいというふうに考えております、御理解願います。

○8番（赤石勝子） よろしくお願ひいたします。終わります。

○議長（富樫順悦） これをもって、赤石議員の質問を終わります。
これにて、一般質問を終了いたします。

○議長（富樫順悦） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

午後 4時33分 延会